

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 十 四 号

平成二十二年五月二十六日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 簡井 信隆君

理事 石津 政雄君 理事 梶原 康弘君

理事 小平 忠正君 理事 森本 和義君

理事 森本 哲生君 理事 北村 誠吾君

理事 宮腰 光寛君 理事 石田 祝穂君

理事 石田 三示君 理事 石原洋三郎君

石山 敬貴君 緒方林太郎君

金子 健一君 京野 公子君

後藤 英友君 佐々木隆博君

高橋 英行君 玉木 朝子君

玉木雄一郎君 津川 祥吾君

道休誠一郎君 中野渡詔子君

仲野 博子君 野田 国義君

福島 伸亨君 柳田 和己君

山岡 達丸君 山田 正彦君

和嶋 未希君 赤澤 亮正君

江藤 拓君 小里 泰弘君

金田 勝年君 谷川 弥一君

長島 忠美君 浜田 靖一君

古川 禎久君 保利 耕輔君

山本 拓君 稲津 久君

西 博義君 吉泉 秀男君

石川 知裕君

農林水産大臣政務官 佐々木隆博君
農林水産委員会専門員 板垣 芳男君

委員の異動

五月二十六日

辞任

玉木 朝子君

和嶋 未希君

伊東 良孝君

長島 忠美君

保利 耕輔君

西 博義君

同日

辞任

石田 三示君

緒方林太郎君

赤澤 亮正君

浜田 靖一君

古川 禎久君

稲津 久君

補欠選任

石田 三示君

緒方林太郎君

赤澤 亮正君

古川 禎久君

浜田 靖一君

稲津 久君

補欠選任

玉木 朝子君

和嶋 未希君

伊東 良孝君

保利 耕輔君

長島 忠美君

西 博義君

本日の会議に付した案件

農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案(内閣提出第五〇号)

国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する法律案(山本拓君外四名提出、衆法第二一〇号)

農林水産関係の基本施策に関する件(口蹄疫の発生状況及びその対応について)

口蹄疫対策特別措置法案起草の件

○簡井委員長 これより会議を開きます。

農林水産関係の基本施策に関する件、特に口蹄疫の発生状況及びその対応について調査を進めま

す。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。古川禎久君。

○古川(禎)委員 前回に引き続きまして、本委員会におきまして質問の機会をお与えいただきまして、ありがとうございます。委員長初め委員各位にお礼を申し上げます。

そしてまた、昨日の衆議院本会議におきまして、鳩山総理・口蹄疫対策本部長が、与党、野党の別なく、一緒にこの事態に立ち向かうという力強い言葉をいただきました。また、先ほど参議院本会議におきましても、鳩山総理が、議員立法等の動きがあるようだが、力を合わせてこの難局を乗り越えるようにという発言をなさされたやに聞いております。詳しくはまだ確認しておりませんが、NHKニュースでやっております。大変、大変ありがたいことだと思っております。

まず、発生地を代表して選出いただいております議員の一人として、心から感謝を申し上げますとともに、今後この非常事態を一刻も早く収束させるために力を合わせていきたい、このように思っております。山田副大臣におかれましては、昨日も、東京、そして一たん地元、宮崎の方に入られ、そしてまた本日上京されてということで、大変お疲れさまでございます。

ここで一つ感謝を申し上げます。ワクチン接種の対象エリア、これが日向の耳川以南ということで、地勢に沿った形で設定をいただいておりますものが、きのう急遽、何だかそれと北の方に延びるというような話がありまして、現場は大変心配をいたしました。本当に心配をいたしました。

これはもう三千頭近くの牛、豚がおるわけで、この一カ月来、いろいろな方が紹介をしておられますとおり、家畜というのは農家にとつては家族同様のものなんですね。その命が一方的にワクチンのエリアに組み込まれてしまい、やがて命を奪われてしまうのかということで、大変現場は心配をされたわけでしたけれども、きちんとこの実態を見ていただいて、地形を見ていただいた上で的確に御判断をいただいたというふうに今情報をいただいたところで、大変ありがたいと思っております。

た、た一方で、副大臣、急遽、突然このような大事なことが、ある電話一本でワクチンの対象になりますよというように、現場は大混乱があるわけですね。こういうことは慎重にお願いをしておかなきゃいけないと思うのですが、何かコメントがありましたら、お願いいたします。

○山田副大臣 現場においては、いまだに埋却をしなきゃいけない頭数が、患畜、疑似患畜を合わせまして六万頭、それがそのまま残っているものですから、まだ感染を続けております。仮にワクチンを打っていても、本当に効くのは一週間と言われていますから、やはり感染は続きます。そうしますと、必然とこの円が少しずつ外側に広がってくるわけでして、ワクチンを接種する範囲がそれだけ外側に向かってくるということになってくるか、それが今、古川委員がおっしゃったことだと思っております。

今回、まずは、最初にワクチンを決めた、その最初の、そして、ここが本当に北限の地域だと防衛線を張ったあの耳川のところとか、それと南のところ、その辺で、最初にワクチン設定して決めた枠よりも内側の方をまず終わらせてしまうということとをさせていただきたい。そして、様子を見まして、これ以上感染の拡大が広がらずであれ

ば、そのときに、すべての十キロの範囲内まで行くかどうかはもう一回考えさせていただければと考えておりまして、今のところ、そういう線で、完全にやらせていただきたい、そう思っているところですよ。

○古川(穂)委員 今後、さらに広がりそうな情勢が新たに発生をした場合にはということですね。新たに飛び火をするとかという、新たな展開であればまたワクチン・シーシンのエリアも当然変わってくるでしょうし、そのような意味でよろしいですね。

というのは、この全頭殺処分を前提としたワクチン接種というものは、現行法、家畜伝染病予防法の枠内ではありません。ですから、あくまでも所有権、財産権との絡みでの個別の話が前提になつておりますので、そこは慎重に御検討もいただき、また御発言もいただきたいと思っております。

本当に、ワクチンの接種という、もうこれは痛恨のきわみではありますけれども、しかし、いや、これは今が胸突き八丁で、日に日に厳しい状況が続いているけれども、何とかここを乗り越えることによって口蹄疫を退治しなきゃならぬのだ、そういう思いでいるところでございます。

そして、この一カ月余り、口蹄疫と取っ組み合いをする中で、これは私の個人的な思いではありますけれども、現在の家畜伝染病予防法、昭和二十六年の法律なんです、これが現代の畜産、あるいは情報通信が発達した現代において本当に体のサイズに合ったものになっていくのかどうか、そういうふぐあい、迅速的確に対応しなければならぬのに、この法律の枠組みが必ずしもそれに適したものになっていないのではないかと、いさよ、実は、そういうものを感ずることが少なくありませんでした。

十七日に政府に対策本部を設置いただいて、即日、山田副大臣は現地チームのリーダーとして現場に入っていたいたわけでございます。これは、遅かったけれども、大変感謝をいたしております。

ます。そして、現場で本当に頑張っていたのだと思っております。

ここで、現場で格闘していただいております副大臣の率直な今の感想として、やはり家畜伝染病予防法というものが今の畜産の実態に必ずしも即していないのではないかと、危機管理において必ずしも使い勝手がいいものではないのではないかと、そういう感想を持っておりませんか。率直なところをお聞かせいただければと思います。

○山田副大臣 今までの家畜伝染病予防法は、どうしても、牛を飼ったり豚を飼ったりしている農家というのは、かつては、それほどの頭数を飼っていたわけでもなかったし、一万頭とか二万頭豚を飼うとかということはあり得なかったことなんです、そういう意味では、周りに埋却地があるんだということも前提にしておいて、埋却地に心配がないという形での家畜伝染病予防法であったんじゃないか。

今回、本当は七十二時間以内にはぜひとも埋めてほしかったものが、もう十日も十五日もさらされてしまった、これが本当に爆発した原因だと思っておりますが、埋却地がなかった。埋却地の選定に、あるんだたらもっと公共用地を使えばいいじゃないか、こう私は言ってます、すぐ知事さんにも町長さん方にも申し上げたんですが、家伝法がそうになっているし、既に自分の土地に埋めた人、それから土地を購入して新たに埋めた人、いろいろな形の公平感云々とか、隣からの不平不満とか、悪臭とか、あるいはガスが出るとか、いろいろな形でなかなか一たん決まった土地も決まらなかつたりとか、そういう埋却地の問題でこうなつてしまったという気はいたします。

○古川(穂)委員 ありがとうございます。今回の事態が収束をして振り返ったときに、拡大の、蔓延の大きな要因の一つに、埋却地を確保できなかったがために、殺処分をしてすぐ埋却という対応がおくられてしまったために、拡大につながったのではないかと、恐らくこれが大きな反省点になるだろう、そのように思っております。

私は、地元が都城でございます。都城は日本の畜産基地でございます。私は初当選までに八年かかりましたが、毎月、家畜市場で競りが行われるときは、白いゴム長を履いて競り場を歩いておりました。

また、私の政治活動のスタート地点は、とある養豚場に住み込んでの話でした。朝五時に起きまして、豚はブーブー、犬はワンワン、鳥はコケコッコと大変騒々しい中を、豚小屋の世話をして、それから一日の政治活動が始まったわけでしたけれども、当時の豚小屋というのは、つとと中を歩くだけで体においがしみつくんですね。もう今はそんなことはありません。今はいろいろな工夫がありましてそんなことはありませんが、当時はそういうこともありまして、子豚はかわいいなと思ひながらやっております。

この一月余りの間に、私は都城の家畜市場に何度か行きました。もちろん競りはやっております。んよ、閉鎖をしておりますから。畜魂碑に手を合わせるために行くのであります。そして、その畜魂碑の前で手を合わせているときの胸のうちたるや、これは敗北感といひますか、喪失感といひますか、何とも言えない違和感をぬぐい去ることができないんです。一生懸命、口蹄疫と格闘し頑張っているんだけれども、何万頭という牛や豚を殺さなきゃならない。一生懸命やっているんだけれども、やればやるほど、何となくこの数がふえていく、そういうニュースばかり。何ともしようもないような、人間は一体何をやっているんだらうか、そんな思いに駆られてしまうことがあるんです。

そういうもやもや感を、私、自分の胸のうちに持っておりますときに、ある方からメールをいただきました。ちよつと紹介をさせていただきたいと思ひます。

口蹄疫の件ではご心痛の事と存じます。今夕の二ユースで、これは五月二十三日、三日前です。これはすでに殺処分しているはずの種牛を処分

していなかったことを農林副大臣が非難しているのを見ましたが、思考停止しているのではと怒りを覚えました。これからの新たな発想の口蹄疫対策を志向するならば、固定観念の全てを殺すという発想を見直して、生かしてその後の病態を注意深く慎重に観察しようという発想もあつて当然だと私はずっと思っております。全てを殺しては何も新たな対策は生まれようがありません。獣医学会がこのことを真剣に取り組んでいただきたいと心から願わずにはいられません。いくら感染力が強くとも、経済的影響力が甚大であつても、数十年前と進歩のない、とにかく全てを殺して蔓延を防ぐという発想が将来にわたつてまかり通ることが、本当に正しいことなのではないでしょうか!!

これは、いろいろな御意見があります。賛否がありますから、今この場でこの是非を扱うつもりはありません。

しかし、このメールを送つてくださったのは、私が尊敬するあるお医者さんです。獣医ではなくてお医者さんです。人格的にも立派な方です。この方が送つてくれたこのメールを読んで、私は、何となく胸のうちにあつたもやもや感みたいなもののある側面を表現してくれているような気がしたんです。

きのうの本会議でも、冒頭に、ある養豚農家の詠んだ短歌を紹介させていただいたんです。これは地元の新聞、宮日新聞に紹介された歌なんです、もう一度紹介をします。

養豚の音なき終わりにすべもなく只ありがとうの感謝あるのみ

そして、これはもう一つ実は掲載されていたんです。

近日に命絶たれる母豚あり日々出産をするもあわれぞ

いろいろな委員会等の場でさまざまな方が報告をしておられますけれども、やはり畜産農家にとつて家畜というものは家族であり、牛、豚の命なんですよ。

先ほどの御紹介をさせていただいたメールにもあるんですが、四十九頭の種牛の話なんです。

きょうの参議院の本会議でも、質問に対して総理が、口蹄疫対策本部長たる総理が、それはできないというようなことをおっしゃった、それは承知しております。

そしてまた、この場でまた私が改めてこのことを申し上げること、自分が何を申し上げているかということについて、自分自身よく承知をいたしておるつもりでございます。承知いたしました上で、あえて申し上げたいのですが、この四十九頭、これが今、口蹄疫にかかって今現在ばんばんウィルスを発生しているということであれば申し上げませんが、そうでなければ、県が今順番に、殺処分という言葉は悲しい言葉だけれども、順番にやっておるわけですが、そちらを今優先してやっておるわけですが、この事態そのものは、やはり現実として御容認をいただきたいと思うんです。

私は、大臣や副大臣に対して、特例を設けてくださいとか、この種牛だけは特別扱いをしてくださいとか申し上げるつもりはありません。ここで何らかのコメントをいたしたことも思いません。ただ、今すぐ処分せよというようなことはあえておっしゃらずにおいていただきたいということに切に願うのであります。

また宮日新聞なんです、これはおとこの新聞です。四十九頭について、副大臣が、示しがつかないからというようなことをおっしゃったときの後の、翌日の新聞なんです。何と見出しがあるか。「先が見えなくなつた」心の支え奪われ農家落胆

「宮崎の畜産をつぶすのか」「何のための政治主導だ」。東国原知事が種雄牛四十九頭を特例で「助命」するよう求めていた問題で二十四日、国は早々と殺処分の方針に鳩山由紀夫首相のお墨付きを得た。

云々と続いていくんですけれども、見出しにあるとおり、心の支えなんです。

御存じのとおり、宮崎の畜産は打ちのめされ

て、そして打ちひしがれておるんです。今最も必要なのは、再起に向けた希望、望みなのだと僕は思うんです。

ですから、特例を設けてくださいとは私は申し上げません。けれども、わかつていただきた。わかつていただいて、じつと見守っておっていただきたというのを切に申し上げたいと思うんです。

今、現場の対策のリーダーとして務めておられる副大臣、あるいは宮崎県の知事である東国原知事、お二人とも、この宮崎の畜産農家にとっては親みたいなものです。親が、今打ちひしがれて自信を失って悲嘆に暮れている我が子に対して、追い打ちをかけるように、望みを奪うようなことをおっしゃらないようにしていただきたいと思うんです。

これはお願いです。よろしくお願い申し上げます。

○山田副大臣 古川委員の今の切々と述べていることは、私も、かつて畜産をやっていた者、牛を飼い、豚を飼っていた者としては、本当にその農家の気持ち、そういうものはわかつているつもりであります。

しかしながら、ここが大変な大事なことですが、ワクチン接種は恐らく九五%終わりました。本当に県の方皆さん方も町の皆さん方も大いに頑張っていたので、よかったと思っておりますが、その中に、自分で種牛を持つている民間の方がいらつしやいます。その方は、何としてもワクチン接種にに応じてくれません。もちろん殺処分に同意してくれません。

そしてまた、繁殖農家も、よく気持ちはわかるんですが、子牛から飼っていきますから、これから先も何年も何年も一緒に暮らしていく牛がここで殺処分に遭うということになると、まさに自分も一緒に埋めてくれと言ふ農家もいる、どうしても同意できないと言っている、そういうお話も現場から聞いております。いろいろなことがござい

しかしながら、若い種牛の四十九頭について何とか残してもらいたい、宮崎の将来の畜産のためには残したい、それは古川委員も私も同じでございますが、ここは家畜伝染病予防法で、直ちにいわゆる殺処分し、直ちに埋却すること、そうなっております。やはり私は、ここは県は率先して、あそこにあれだけの埋却地もあるわけですから、やっていただかないとおかしいではありませんか、そう申し上げてまいりました。それはわかつていただきたいと思います。

○古川委員 お説もとてもでございます。

ですから、私は、自分がここで何を申し上げておるかというのは重々理解した上で、最後に一言申し上げますけれども、今、宮崎の畜産農家に必要なのは、心の支え、望みなんです。この事態を収束させた後、復興に向けて、再起するために、よし、もう一遍やってみよう、親として、子供のために、やはり望みは残しておいていただきた。と僕は思うんです。

わかります。大臣のお立場として、苦しい胸の思いを持ちながらも、そうおっしゃらなければならぬこともよく理解をいたしておりますから、もうこれは御容認は求めません。

牛に引かれて善光寺参りという言葉がありますけれども、牛は観世音菩薩だったんです。種牛だから、種牛ということだけで申し上げているんではないんです。やはり全般的に、先ほどのワクチンのエリアの問題もそうですけれども、大臣や副大臣の言葉は重いですよ。こうだと言ったら、そこでたちまち何万頭の、何千頭の牛や豚の命が左右される。でも、それは命だということをやはり胸に置きながら、御苦労だと思いますが、現場の対応にお取り組みいただきたとお願ひ申し上げます。

さて、幾つかあるんですけれども、ちょっと時間なくなつてまいりましたが、一つ、現場の指揮をとっておられる山田副大臣にお願いを申し上げます。

実は、これは風評被害と言つていいと思います。が、例えば宮崎ナンバーのトラックが県外に行きますと、追い返されちゃうのです。あるいは、県外のトラックも、野菜を初めいろいろなものを宮崎に運ぼうと思つたら、結局、宮崎に行った車は帰ってくるなというようなことになつてしまふということ、なかなか持つてきていただけない。それで野菜が値上がりしたなということも起こつていまして、宮崎県は今、孤立しております。

この十キロから二十キロの間の早期出荷ということを出していただいております。牛の約一万六千頭だったか、豚の三万二千頭ほどだったでしょう。これを早期出荷というときに、やはりトラックに積んで運ぶんですね。ところが、宮崎県の畜産農家のみんなが困っているんだから応援してあげたいと思つても、そういう業者だったら取引お断りですよということが、現実の問題として今、目の前にあるんです。

そこで、お願いなんです。対策本部の方から業界等に対して、こういう早期出荷に当たつて、正式に協力要請をかけていただけませんか。そして、そういうことだから、そして消毒等も徹底するので心配はないということ、他県に対してもメッセージをいただけるような、そういう御配慮をぜひお願いしておきたいと思ひます。

それともう一つ。ワクチン接種をして殺処分することになります。そして、奨励金、これは時価評価式で当たつていただくという言葉をいただいております。きのうの質疑等でもいただいております。

申し上げるまでもありませんが、育成牛、繁殖豚、こういうものは、やはり将来の期待利益というものがあつたわけですね。失うことによる逸失利益というものがあつたわけですね。そういうものをきつちり、これはもうわかつていただいていると思ひますが、きつちり踏まえていただきた上での評価をしていただくように、お願い申し上げます。

これは、銭金の問題ということを言っているんじゃないやありません。これは本当に現場で副大臣がまさに御苦労なさっているように、農家の皆さんは、我が子のような、家族同然の家畜を守りたいという気持ちですごく強く持っているわけですね。そういう方々と話をされるときに、やはり丁寧に丁寧に人の心に対して、そして人の心でもって相対するという、その丁寧な対処というものを、応じ方というものを常に持っておいていただきたいと思う。その意味で、今申し上げたように、奨励金の時価評価ということに当たっても、しっかりとそこを評価していただく、ちゃんと見ているよということが伝わるような形でお願いをしたいと思うんです。

でなければ、口蹄疫というのは、今回、宮崎で早期に鎮圧しなきゃいけないんですけれども、しかし、今後ほかの県においてまたいつ発生するかわからないわけですね。そのときに、仮にそういうふうにして発生したとしても、いや、政治がこうやってきちり現場の実情を把握した上で対処してくれたんだな、率先して自分たちも協力してやるんだ、そういう思いになるような事例を今回確立していただきたいと思うんです。そのような趣旨でお願いを申し上げておきます。

○赤松国務大臣 二点お答えしたいと思います。

まず一つは、トラックの風評被害ですが、これは既に対策本部の中で、前原国土交通大臣からも、そういうことを聞いておるのでということと、トラック協会ばかりじゃなくて、問題は荷主さんですから、荷主さん等も含めてしっかりとその辺は周知徹底していきたいということが一点。それからもう一つは、そういう荷主さんにも安心感を持っていたために、国土交通省としては、全面的に車両の消毒その他について、人も十分あるので協力したいということで、大分箇所もふやしていただいて、今やっております。

委員の趣旨は当然だと思えますので、さらに徹底して、そのあたりを所管の国交大臣にも伝えまして、しっかりとやってもらいたいと思います。

二つ目の時価評価の問題ですが、これについては、疑似患畜の手当金と同様に、原則としては、三名以上の評価人でやるということになっていますが、今、こんな大混乱の中ですから、概算でとあえすお支払いして、その後、しっかりと時間をかけて、しかもその評価人の中には、県とか市とか町とかの、近くの役所の皆さん、それから農協の皆さん、そういう方にも入っていただいて、血統とかあるいはいろいろございますね、そういうものもきちつと評価をしていただく中で、適正な時価評価をしていきたい、このように思っております。

○古川(禎)委員 大臣、ありがとうございます。

お話はさせていただきたい、そう思っております。○古川(禎)委員 済みません、先ほど申し上げたのは、十キロから二十キロの中にある家畜を早期に出荷するというのを打ち出しておられますよね。出荷する際にはトラックに乗せなきゃいけないんですよ。ところが、業者がそれをトラックに乗せて運びたいけれども、協力したいけれども、しかし、それに協力してしまつたら、ほかのところの仕事を失うんじゃないかという事態なんです。ですから、ぜひ対策本部として、出荷するときの運搬について、例えばトラック協会なりなりに対して公式にオファーしていただきたい、そういうことです。お願いしておきます。

○山田副大臣 トラックのことについては今大臣からお答えがありました。私が気にしているのは、野菜、根物の出荷。これは土がついておりまして、それが市場から入荷を拒否されているというふうなうわさがございました。

○山田副大臣 十キロ二十キロ内で運ぶ、一たんそういう豚を運んだ場合においては、その同じトラックでよそに行くときには、そこで使ったトラックだから困るということでは、やっていけないというお話なんですね。(古川(禎)委員)いや、済みません、ちよつと時間があれなんでしょうけれども(と呼ぶ)

それで調べさせていただきましたが、今のところそこまでには至っていませんでしたので何とか解決できましたが、これから先もそういうことは予測されると思います。そういう意味では、市場関係者にもしつかり、野菜等についてもいづれ周知しなきゃいけないときが来るんじゃないかなとは考えているところです。

○簡井委員長 時間が余りないので、単刀直入に言つてください、古川さん。

また、いろいろ、古川委員の話としては、特に繁殖牛のときに、これから本当にいい子牛を産むときの評価を単なる月齢でやつてもらっちゃ困るというお話じゃないかと思うんですが、私も、その辺の事情はよくわかっています。血統ももちろんありますし、これまでどういう牛が、前の牛がどういいうい牛であったとか、そういった、それまでの牛の価格等々も考えながら、この牛だったら、この繁殖牛、親牛だったらどれぐらいの価値があるというところは、きちんと評価員に評価していただくように、私からもそういうきめ細かい

を扱った業者は、ほかの荷主さんから仕事を切られちゃうんです。車を分けていますよといういろいろ言つても、消毒をしていますよと言つても、やはり風評被害というのはあるんです。ですから、それを防止するために、ここは対策本部として腰を上げていただいて、きっちり正式に要請して、本部からの要請を受けて業者もその仕事を請け負うというふうにしていただくをやりますよということなんです。

○古川(禎)委員 今、トラックのこと。畜産、家畜を運ぶトラックの話。

○古川(禎)委員 済みません、先ほど申し上げたのは、十キロから二十キロの中にある家畜を早期に出荷するというのを打ち出しておられますよね。出荷する際にはトラックに乗せなきゃいけないんですよ。ところが、業者がそれをトラックに乗せて運びたいけれども、協力したいけれども、しかし、それに協力してしまつたら、ほかのところの仕事を失うんじゃないかという事態なんです。ですから、ぜひ対策本部として、出荷するときの運搬について、例えばトラック協会なりなりに対して公式にオファーしていただきたい、そういうことです。お願いしておきます。

○山田副大臣 意味がわかりました。

○山田副大臣 意味がわかりました。

確定に、そういう心配があるかと思ひますの

で、持ち帰って、どうしたら一番有効なのか検討させていただきます。

○古川(禎)委員 ぜひお願いします。終わります。

○簡井委員長 次に、小里泰弘君。

○小里委員 自由民主党の小里泰弘でございます。

引き続き、口蹄疫の関連についてお伺いをしてまいります。

四月二十八日に、私ども、谷垣口蹄疫対策本部長を先頭にいたしまして宮崎の現地入りを行いました。現地の市町村、生産者の関係者の皆様を初め、意見交換をさせていただきました。そのときの意見として、何をしたいかわからない状況が続いている、あるいは、今の国の対応では再起はできない、そういった声が相次ぎました。

そしてまた、五月九日、谷垣本部長が鹿児島に入りまして、それを聞きつけた宮崎の被災地の首長さんがわざわざお越しになりました。今に至るまで国からほとんど指示がない、ただ穴を掘って埋めろと言っているにすぎない、その憤慨を込めておっしゃったのであります。

これまでの間、赤松農林大臣は、宮崎の現地入りを一度も果たさず、陣頭指揮をとらないどころか、四月三十日から五月八日までの九日間、メキシコ、キューバ、コロンビアへの外遊に旅立ったのであります。そして、やっと宮崎入りをしたのは五月十日、発生から実に三週間を経過していたのであります。日本の畜産の危機、そして国の食料安保の危機に係るこの重大な危機において、何という危機感のなさ、危機管理能力のなさであろいかと現地からも大変な怒りの声が沸き上がったわけでありました。赤松大臣が、火の手が燃え盛る中に、我々のまさに制止を振り切つてかの地へ行かれた。そのときに現地の人々は、国から見放されたと思つたであらうでしょう。現に、現地のかなりの方々からそういった声を寄せられたのであります。

かの地における大臣の日程につきまして御答弁

をいただきました。私もまた何度も議事録を読み返させていただきましたが、何度聞いても、何度読んでも、大臣がわざわざかの地に赴くべき緊急性を要する日程であったとは思えないのであります。ましてや、この国内の重大危機において、それをおいて大臣が行かれるべき理由は何もなかったと思います。

本当に外遊をしてよかつたと思っておられるのか、改めて大臣にお伺いをいたします。

○赤松国務大臣 お答えを申し上げたいと思います。

再三にわたって、この委員会でもそれから本会議でもお尋ねをさせていただいていますので、私は率直に申し上げておりますけれども、四月の二十日に口蹄疫の発症が明らかになったということで、直ちに対策本部を立ち上げて、そして専門家の御意見も聞きながら、あるいは十六年にできました指針もございまして、過去の例にも倣いながら、その時点でやらなければならぬこと、今何が必要なのかということについて指示を出させていたいただいた。

専門家は、とにかくまず消毒が大切なんだと。とにかくまず消毒を、全額国庫補助で消毒薬を確保し、直ちにまいてもらうようにということで、そういう手配もしながら、そして、この口蹄疫については、患者あるいは疑似患者については直ちに殺処分をする、そして埋却をする、焼却でもいいんですけれども、そのことが大切なんだということ、それを指示させていただいた。そして、それぞれ、現地の農政局の部長も派遣をし、また本省からも何人かの職員も派遣しながら、そして獣医師さん、宮崎県は二十人ぐらいしか獣医師さんがいないという話だったものですから、それではだめだということで、そういう手配をまっすぐとつとしたということでございます。

それで、今、ゴールデンウィーク、三十日から八日まで行ったことにつきましては、議会の御理解も得る中で、かつて、OECDとか、マグロをやりましたCITESも私は出してまして、野党の

皆さんがだめだと言われたときは行っていないんです。今回の場合は、御了解をいただいたので、じゃ、後の対策をきちんとやっていくということと、臨時大臣は、これは大臣じゃないといけませんので福島大臣、そして省内における口蹄疫対策本部は、山田副大臣を本部長代理ということでその指揮に当たってもらう、そしてその期間はきっちり政務二役が東京へ残ってその指揮をとる。私とは……(発言する者あり)答えていないです。

そして……(発言する者あり)だから、出張そのものは、皆さん方は意味がなかったとか、そんなものはどうでもよかつたと言われますけれども、私は、FTA、EPAの、ことしの秋に最終の、五年後の見直しということで、もう去年からずつとやってきているんです。そして、マジョルガ大臣は二月、三月にきているんです。今度はうちから行って、最後の決着をしなきゃいけないところだということで、メキシコの仕事もきちんとやってまいりました。

キューバについてもそれぞれ、これもおとこのことですが、長期債務問題について、この金額の半額、五百万ドルも、私が行って、もう振り込ませるようにしてきたんです。現に振り込んできたんです。そして、その債務問題について、これは直接私が申し上げて、向こうの中央銀行、そして国立銀行の代表者が来て、日本で今、二十四日から交渉しているんです。

そして、ウリベ大統領とはコロンビアで、ペルーの次はぜひコロンビアだということで、そのことについての最終の確認をしてきたということで、もちろん口蹄疫は非常に重要な問題ですけれども、すべてこれだけでいいんだということではない、それも重要だけれども、あわせてこうした問題についてもやらなければならぬということ、私は、自分の役割をきちんと果たしてきたというふうにも思っております。

○小里委員 大臣の今のような答弁は、もう何度か聞かれました。何度聞いても、本当に、大臣

がこれだけの宮崎の悲劇と引きかえにしておかの地に行かれるような、そんな理由には私には全く思えません。

前回、答弁の中で大臣は、例えばキューバとの民間の間の長期債務の問題がある、この問題は、民間から要望を受け、そして自民党の古屋圭司代議士から、これは大臣が行かないと解決にならぬと強い要望を受けて行ったんだ、そのような御答弁でありました。

古屋代議士から私のところに連絡が入った。とんでもない話だ、全く事実と違ふ。古屋代議士は、赤松大臣がキューバに行かれると決定をしてから、それを大臣から聞いて、どうせ行かれるのであれば、こういう問題が今ありますよということをお願いしたのであります。決して、古屋代議士が、この件でもって大臣に行ってくださいと要望を申し上げたわけではあります。ましてや、この長期債務の問題は、長年かけて、キューバ議員連盟会長である古屋代議士あるいは先輩の議員の方々が取り組んできて、いよいよ最後のフォローの段階、別に大臣に行ってもらわなければ解決できないような、そんな話ではない、これがまた古屋代議士の話でありました。

事ほどさように、今回の外遊につきましては、全くとって大臣の説明では納得ができませんのであります。ちなみに、古屋代議士の名誉のために申し上げておきますと、彼は、もし大臣が相変わらぬそういうことをおっしゃるのであれば、この場に来て証言を申し上げたい、そうおっしゃっていただくことを申し添えさせていただきます。

なおまた、いろいろキューバについては日程の中身についてお伺いしようと思っておりましたけれども、大分、これでもう半分以上時間を経過してしましました。

また、かなりの空白の時間があるんですね。もともと型どおりの会談であつて、そして、農園とか芸術学校とか、実に視察の多い日程になっております。それに加えて空白の時間がある。これは、例えば五月の一日、五時間、あるいは二日午

前中、あるいは五月の五日、五時間、いろいろ空白の時間がある。こういったところはホテルで休憩していただ、そんなふうにお答えになるのかもしれません。

しかし、この古屋代議士の一件にしましても、そういった説明で簡単に納得をするわけにはいかないのではありません。我々はまた、理事会を通じて、向こうでの証拠書類、車の運行記録を差し出していただきたい、そういうこともお願いをしておりますが、お答えはないままであります。

赤松大臣の外遊中に、被害頭数は十倍になりました。さらに、その後の爆発的な感染拡大を考えますと、まさにこの連休中が、外遊期間中が対策の分水嶺であつたなと私は思います。なおまた、赤松大臣以外にも、連休中に、中井国家公安委員長、前原国土交通大臣を初め、実に十一人もの閣僚が大挙して外遊に行ったのであります。国の危機管理の観点からいかなるものかと、私どもは警鐘を鳴らしております。

また、連休期間中、業務日を除いて、政務三役のだれ一人、登庁をしていないのであります。農林水産省に出勤をしていないのであります。すなわち、五月一日、二日、三日、四日、五日そして八日、九日と、七日間、政務三役は対策本部を留守にしたのであります。

この事態をどのように考えておられるか、赤松大臣、お答えください。

○赤松国務大臣 まず、副大臣の名誉のために言っておきますが、一日も登庁していないということですが、平日の六日、七日は山田副大臣は登庁いたしております。(発言する者あり)いやいや、それは後から、日程はちゃんとありますから、言うと思います。

それから、空白の期間で何かがあつたかのごとく言われておりますが、これは全くそんなことはありません。遺伝子研究センターというのは、メキシコから約二時間から二時間半かかるところでございますし、それから、一たんホテルへ戻つて夜の会議まで一時間、二時間あるとか、そういう

ことはありますが、じゃ、五時間あいてるところというのはどこにあるんですか。それがわからないんです。

それから、メキシコからキューバへ行くときは非常に便がなくて、二日の日曜日、この一時十五分しかないんです。ですから、私は、もっと早く、一番で出て有効に使えるあればいいのかというところで向こうでもやらせたんですが、この便しかないというので、そして、これは、ちよつと今、また正式に日程がありますからわかりますが、一つ、パナマ経由かどこかだったと思います。それから、一時十五分に出て十六時五十分にはパナマに着いたということでございます。

この日は事実上移動日ということで、約五時に着いて、六時にホテルに着いた。それから、この夜は日曜日であれで、食事をしてそして休んだということで、特に何かをしたとか、これも事実じゃないことがわかって、当然のことですけれども、ゴルフをしていたんじゃないかとかなんとかいうようなことが全くでたらめだったということがわかりましたので、これは私としては名譽を守れたと思つていますが、全くこれほど多い日程を組むのかというくらい、この旅行期間中、組んでいた。

ただ、最後の飛行機が、直接コロンビアから日本にはないものから、これはどうしてニューヨーク経由なり、トロント経由なり、どこか経由で帰つてこないといけないのですから、そういう形で、帰るためにニューヨークで夜だけ泊まつて、次の日の便で帰つてきたということでございます。(山田副大臣「委員長」と呼ぶ)

○簡井委員長 副大臣から答弁を求めますか。

○小里委員 もう結構です。時間がありません。(山田副大臣「ちよつと、一つだけ」と呼ぶ)

○山田副大臣 山田副大臣。いつも赤松大臣の今度の連休中というお話ですが、実は、連休に入って旅行に行く前、政務三役を集めまして、赤松大臣から、今い

わゆる十キロの範囲、最初の発生、二例目の発生、三例目の発生、川南の三キロから五キロの間に集中しておりますが、この十キロの範囲から外に出てよそに、例えばえびの、えびのは一回飛び火したんですが、そのように都城とかほかのところに出てくるのがあったら、山田さん、そのときは対策本部をすぐ開いてください。(小里委員「もうちよつとですから」と呼ぶ)ちよつと待つてください。そして、こういう方向でやりましようと大臣から細かく指示を受けておりました。

ですから、その間、私もずっと東京におりまして、絶えず動物衛生課に電話を入れて、そして、きょうの発生はどこで今検体はどこから来ているのかと。あるいは、いわゆる県外からもいろいろ、ずっとそのころありました。その都度、よし、今度そこら出たら対策本部を大臣に報告してやらなきゃいけない。

それまでは、実は、最初の二十三日の対策、三十日の対策等々でもつてきちんと大臣がすぐに本部長として指示した、例えばえびの、あいうところとか都農町とか木城町とか、非常にしっかりと、最初の私どもが示した指針どおりに一生懸命やつて食いとめているところもあるわけなんです。たまたま、埋却地がどうしてもあいう形でござつた川南とかさういうところでクラッシュしたわけなんです。そういう意味では大臣は的確に指示をしてやつておられた。

私も政務二役も、連休中それなりに絶えず待機しておつたということは間違ひございませんし、大臣にはその都度、朝昼夕報告をしておつて、絶えず連絡もとつておつた。そういう事実です。その誤解ないようにしつかりと、大臣もそれなりに本心に心配されておつたということはおわかつていただければと思います。

○小里委員 委員長、全く審議が進みません。どうかお取り計らいをよろしく願ひします。別に、大臣、私はゴルフの話なんてしていませんよ。ちゃんと裏をとつた質問をしているわけがあります。

連休の期間中に七日間、政務三役は出勤をしていないんです。このことについてのお答えはありませんでした。この連休期間中、我々は何度か農水省へお伺いをし、また役人の皆さんに来ていただいた要請をいたしました。農水省の幹部は、まず三役に相談しなければ、政務三役に相談をして承をとらなければ、それぞれのお答えでありました。即座でござい、そして決定をすべき、決断をすべき政務三役は持ち場にすらいなかつたのであります。政治主導の名のもとに対策がさらにおくれていつたことは言うまでもありません。

現地対策本部設置の話もありました。一体、いつ設置したんですか。おくれにおくれたじゃないですか。見かねた私も五月十四日の衆議院農林水産委員会、国が主導して徹底した対策を打つためには現地対策本部の設置が必要であると。そのときに山田副大臣は、今の体制で十分であると答弁をされました。しかしながら、方針を転換して現地対策本部を設置したのは五月十七日でありました。発生から一カ月近くを経過してはいたではありませんか。

この委員会で同僚議員が、江藤議員が、人工授精師、繁殖農家、肥育農家、酪農家の経営の問題、屠畜場の確保、あるいは排せつ物の処理など、具体例を挙げて、今日の前にある現場の窮状を訴え、課題を訴えましたときに、まるで今初めて聞いたかのような答弁でありました。ここに現地との大きな距離があつたことは否めないであります。

現地の状況を目で見て、肌で感じて、東京との温度差を埋める、距離を埋めるために現地対策本部はあるんです。だからこそ、発生と同時に大臣もしくは副大臣が現地本部で陣頭指揮に当たるべきでありました。おくれはせながら現地対策本部を設置して、山田副大臣が現地に常駐をするということを私は確認させていただいた。なのに、どうしてここにおられるんですか。いつ東京に帰つてこられたんですか。現地で陣頭指揮をとるはずじゃなかつたんですか。全くもつて私はこの対応

が信じられないのであります。大きな災害時には、まず国のリーダーが現地にいく。そして、予算も制度もおれに任せろ、全責任はおれがとる、それで初めて現地は奮い立ち、対策が動いていくのであります。初動態勢のおくれは明らかであります。初動態勢のおくれと稚拙な対応がこういう際限なき被害を生んでいったのであります。

現地対策本部の設置、時期的に十分適切であつたとお考えですか。では一言、山田副大臣、お答えください。

○山田副大臣 いわゆる対策本部を現地に設けるかどうかは別としましても、赤松大臣から連休中に言われておつたことは、そして私自身も考えておつたことは、川南のあの中心地五キロ範囲内でおさまつてくれれば、むしろ私も行くよりも、風評被害の方を恐れて、何とかそこでおさまつてくれればというのが当時の気持ちでした。

もちろん、連休中は休みですから、農水省は、動物衛生課はあいております。だから、行こうと思えば行けましたが、動物衛生課には、私は毎日、東京にいて連絡はとらせていただいております。当時、平尾局長も詰めておりましたし、私の秘書官を通じてでも、絶えず、どうなっているか、きょうの検体はどういうものがあつたのかとか、そういう形でやつておりました。

現地対策本部を十七日に立ち上げたことになりましたが、その前の、たしか日曜日だったと思ひます。初めて新富町で発生したとき、これは容易ならざることだと思ひまして、それで初めて大臣に連絡して、どうしても現地に私を行かせてくださいと。ぜひさういう形で、新たなステージというか、新たな全く別なところに発生したわけじゃありませんが、まだ十キロ、十キロが輪が広がつていつていますもの、その周辺ではあります。やはりここは拡大が、いわゆるどんどん埋却ができていない状況です。これは大変だということ、そのときに初めて現地対策本部をつくつていただきましたが、時期的においてはそれ

なりに、それで今機能させていただいていると思つてゐるところです。

○小里委員 全くありきたりの、相変わらずの言いわけ答弁であります。

委員長、こういうだらした審議を待つてゐる余裕は現地にはないんですよ。法案も早く成立をさせなければいけない。我々も必死なんだ。委員長、もっと審議促進をよろしくお願いしたいと思ひます。

一つだけ指摘をしておきますが、予防的全頭殺処分の実施を我々は初期の段階から訴えておりました。五月六日、七日の農水省との折衝時には、三千口圏内との具体的数字を挙げて提案をしました。また、参議院の野村委員が五月十三日には農林水産委員会におきまして、予防的全頭殺処分、必要性を再三にわたり、繰り返し繰り返し大臣に要請をいたしました。しかしながら、赤松大臣はこれを拒み続け、自分自身の信念においてこれではできないとまで言い切つたのであります。ところが、方針転換により予防的全頭殺処分の実施を決めたのは五月十八日、これも一月月おくれであります。

対象地域はこの間に何十倍にも拡大して、三千口圏内どころか十キロ圏、二十キロ圏じゃないですか。新たに二十万頭以上の殺処分が必要となつたのであります。決断のおくれが被害の拡大を招き、事態収拾を決定的に困難にしたということをあなた方は認識すべきであります。

申し上げましたように、ここまでの現地の声を受け、議論を通して、我々は対策法案をまとめて、今与野党の折衝を重ねております。公明党さんからも案を提示いただいて、おくれればながら民主党からも案を御提示いただいて、そして今、必死の調整の中で、我々の意見をほとんど取り入れてもいただいた。今、最後の段階であります。しかしながら、金目のところが、どこまで国が補償してくださるのか、その担保の部分がどうしてものない状況であります。

どうか委員各位の御協力を切にお願い申し上げます。

まして、質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○赤松国務大臣 一点だけ訂正させてもらいます。

先ほど、メキシコからキューバへ十三時十五分に出て十六時五十分、これは正しいんですが、私は経由のような気がしてちよつと勘違いしました。が、直通で参りました。実際は一時間です。

○簡井委員長 次に、石田祝稔君。

○石田祝委員長 私、時間もいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず大臣にお伺いをいたしたいと思ひますが、外遊につきましては、それぞれお話がございました。大臣もそう嫌な顔をしないで聞かしてくださいます。外遊につきましては、私も昨日の本会議では、なぜ行かれたのか、なぜ途中で帰つてこられなかったのか、そして、八日に帰つてなぜその足で宮崎に行かれなかったのか、こういうお話をいたしました。

特に、外遊中のことにつきましてはもうたびたび触れられておりますけれども、私は、大臣、どう百歩譲つても、この八日の日になぜ栃木に行かなくていいののかと。何月月も前に決まつていたということをおしやつておりましたけれども、それはそれでいい、いろいろな御予定を組んでやつていらつしやる。しかし、国外から帰つて、やはりその足で宮崎に行くべきではなかったか。

これは、いろいろと手を打っているからいいんだというお話もきのうありました。海外は海外で御自分の仕事、大事な仕事があった、それは大臣の御主張であるでしょう。しかし、姿として、日本に帰つてきて、行くところが違つていたんじゃないのですかと私は率直に思ひます。これは私はどう考えても、大臣の政治判断の間違い、そこは欠席をしても宮崎に行くべきだった、こういうふうにも思ひますけれども、大臣、今振り返つて、栃木に行つたことはよかったのか。名前は申し上げませんが、民主党の衆議院議員の、

支援する会に行かれた、これは間違いであつた、このように私は思ひますけれども、いかがですか。

〔委員長退席、梶原委員長代理着席〕

○赤松国務大臣 昨日、本会議で同様の御質問をいただいて、お答えをさせていただきました。これは変わらません。

○石田祝委員長 私、再度大臣に御答弁をいただくと、そういう思いで申し上げましたけれども、変わらぬというのであります。

海外から八日にお帰りになつて、一日置いて宮崎に行かれた。その前に宮崎に行かれるチャンスもあつたし、栃木に行かずにお断りをすれば、当然だ、農林水産大臣としてここに来るより宮崎に行くべきだ、そういうお声の方が当然出てくると私は思ふんですね。それを、私も今、再度御答弁をお願いいたしましたけれども、大臣の考えは変わらない、きのうの答弁と同じだ、こういうことでありますから、大臣としては、宮崎へ行くより栃木に行つたその行動については反省すべきところはない、こういうことでしよう。まことに残念なお答えでございます。

きょうは山田副大臣にも来ていただいてあります。私がお聞きをしたのは、現地の雰囲気、空気をある意味では一番御存じなのが山田副大臣だ、これは私はそのとおり率直に思ひます。で、一つは、先ほども御質問があつたかもしれませんが、現地からのお声で、種牛四十九頭の処分の問題について。

これはいろいろな御意見があるでしょう。当然、法律上の問題もあるし、そういう中で、地元の方はこの処分について、いや、法律で決まつてゐるからそのとおりだ、こういうことで現地の方々の御理解というのは十二分にあるんでしようか。それをまずお聞きいたします。

○山田副大臣 家伝法に基づいてこの口蹄疫という恐ろしい病気を一刻も早く封じ込めて撲滅するために、殺処分して埋却する、これしかない、そう言われております。そんな中で、いわゆる陽

性になつた牛あるいは家畜伝染病予防法に言う疑似患畜の牛、それについても即刻、直ちに殺処分して埋却しないとなつてゐるものを、一々、それぞれ了解をもらつたかあるかは同意をとるか、そういうことをやらなければいけないような話ではないと私は思つてゐます。

それは当然のことながら、いわゆる畜産農家であつたら、そしてまた果としては当然のこと、それをわかつて、その上で本当に口蹄疫の殺処分、埋却をばんばんやつていつて、そして早く封じ込める、これが一番大事だ、私はそう思つております。

今回、種牛四十九頭について、ぜひ残してほしいという声も随分聞いております。しかしながら、それは、本来ならばもっと早く、すぐにでも殺処分しなきゃいけないものを、当然殺処分しておるものだと思つておつたものを、県みずからがまだ殺処分も埋却もしてゐなかつた。その間、あるいはまだウイルスをまき散らしてゐるかもしれない。その辺は、私は厳しく県にも申し上げました。

それは何も、県民とか県の理解、同意を得なければならぬことだとは私は思つておりません。法律に従つてきちんとやるべきことだと思つてゐるところです。

○石田祝委員長 副大臣のおっしゃることは、私ももっともだと思ひます。しかし、我々が政策を実行したり政治上の決断をするときに、やはり当該の方々に御理解いただくことも当然大事なんです。ですから、すばつと竹を割るようにはいかないことで現地もお苦しみだろうと私は思ふんです。

私は、これがいいとか悪いとかではなくて、理解を得られてゐるんです。ですから、現地の空気を今の段階で、多分この中の、おれが一番知つてゐるという方がいらつしやるのかもしれないけれども、現在、現地の対策本部長として指揮をとられてゐる副大臣が一番その空気を肌身で感じてゐるんじゃないか、こういうことであえてお聞きをしたわけでございます。

だから、いいとか悪いとか、法律にのっとっておるとかのつとていないとか、そういうことを言っているんじゃないかと、皆さんは、これは種牛というわけですから、結局大事な牛なんですよ。これが、今は、経過を見てくださという話だったろうと思いますけれども、私は、現地の理解が得られているかということをお聞きしておりますので、法律上の問題等は抜きにして、その点だけお答えを再度お願いいたします。

○山田副大臣 現地が、理解を求められたという意味がよくわかりませんが、少なくとも、現地の、知事さんではございませんが、畜産の責任者、押川次長さんは、私が話した限りでは理解いただいたと思っております。

○石田(祝)委員 引き続き山田副大臣にお伺いをいたしたいと思えます。せつかくきよう来ていただいておりますから。

現地の対策本部を十七日に設置されて、本部長になられてほとんど行かれている、こういうことだというふうに聞いておりますけれども、この現地対策本部で、副大臣が東京にも、極端に言えば、大臣にも相談せずに自分の権限でできることというのは、例えばどういことがございますか。

○山田副大臣 現地対策本部といいますが、私にできることは、実際には、第一義的には、法律上の受任事務ですから、口蹄疫対策は県がやることでですから、県に対してできるだけ、さつき言った殺処分、埋却等々を急いでもらうこと。そういった、各町を回りながら、なぜそれができないのか、どうしたらそれができるかということを経営の本部の方に、農水省では大臣に報告しながら、私としてそれなりに県とか各町に、こういうふうにしていただかせんかとお願いをしているところなんです。特別に法律的に、私にそれだけの、現地の対策本部長として権限があるわけではございません。あくまで連絡調整、助言、そういった形のものではないか、そう思っているところなんです。

○石田(祝)委員 引き続き御質問をいたします。殺処分に伴う交付金の割合の件でありますけれども、疑似患者は五分の四、手当金で出ると。これは、全額、五分の五、こういう形には現行法の家伝法でできませんでしょうか。

○山田副大臣 現行法の家伝法では五分の四、うなっていると思いますので、残りの五分の一については特別交付金で支払ひさせていただきます。合わせて五分の五、時価評価で全額お支払いさせていただきますということ整理させていただきます。

○石田(祝)委員 そうすると、特別交付金という名前、今、法律を改正もせずに、新法もつくらずにできるという趣旨ですか。

○山田副大臣 特別交付金は総務省の判断、予算措置でできるものだと思います。

○石田(祝)委員 ちよつと教えていただきたいんですが、総務省が特別交付金という名前をつけられお金が出せるということですか。ちよつと私は理解できませんが。

もう一回ちよつと答弁してください。

○山田副大臣 特別交付金ではなく特別交付税ということだそうですが、税金の中から手当てするということだと思えます。

その意味で、総務省がどういう形で、例えばこれまで、鳥インフルエンザの場合には八割であったり、五分の一の残り分、そうあつたらしいんですが、今回は総務大臣も、五分の一全額を支給したい、そう申していますので、そこはどういう形でやるかは私は存じませんが、支払うこととは間違いないものと思っております。

○石田(祝)委員 総務省にも来ていただいていると思いますので、後ほどそのこともお聞きをいたしたいと思えます。

それで、私がちよつと疑問に思うのは、評価額とか時価評価とか、こういう言葉が飛び交っているわけですが、今回の五分の四の家伝法での手当金、これを、残りの五分の一を何とか工夫してお出ししよう、こういうお気持ちであろうと

思います。そこで、五分の五はいいんですけども、評価額の五分の五、こういうことになるわけですね。ですから、この評価額が結果的に低ければ、当然金額も、全額出ても低い。ですから、この評価額という言葉がいろいろと、それぞれ解釈が違ってきているんじゃないか。

これは、ある人によると、評価額と言われて、はい、そうですね、思っていたんだけれども、自分の思っているのと全然違う。例えば、感染をしていない牛に今回ワクチンを打って、殺処分前提のワクチンだと。では、そういうところは生産費を出してほしいと。いわゆる粗利益というんですか、粗収益という金額での額じゃなくて生産費を補助してほしい、生産費のことだ、こういう主張をされる方もいるんですね。

ですから、評価額というのは一体何だ、これについて余り詳しい議論がなされていないように思えますけれども、これは大臣、副大臣どちらでも結構であります、評価額とは一体何ですか。

○山田副大臣 評価額については、肥育の牛とか豚であれば、食肉の市場で、この牛だつたらどれぐらいの価格が決まるかということは、ほぼ推測ができると思っております。子牛とか繁殖の牛であつたら、家畜市場で、ほぼ、この牛だつたらという取引価格の標準みたいなものがまず出てくるんじゃないか。それをもとにして、牛の月齢、血統、品種等々を適切に評価して、もちろん、肥育牛であつたら素畜にどれだけかかったかということも参考にしながら、三人の評価員で決めさせていただくことになっていくかと思えます。

具体的には、やはり標準的な価格に対して客観的に評価してもらう評価員が、いろいろな要素を加味しながら、その価格に上乗せしたり、それより下げたり、そういう作業がなされていくものかと思っております。

○石田(祝)委員 副大臣、そういう御答弁ですけれども、現実には、ある一つの農場では、牛が一千頭を超えて殺処分されましたよね。私が四月に、ちょうど副大臣と一緒に宮崎に入りましてたけ

れども、そのときに宮崎県の方からお聞きすると、殺処分するときには全部評価を終わって埋却しているんだ、こういうお話をいただきました。私も、そうかなと思つたんですが、その前後に一千頭の殺処分をしなきゃいけないところが出てきている。これは三人の方が本当に全頭できるのかと。

ですから、このところですね、確かに血統を見て、育ちを見てなんといつて、実際そんなことができませんか、副大臣。

○山田副大臣 当然、殺処分するときに、委員も御承知のとおり、今、牛はトレーサビリティができております。一頭一頭について、その血統と生まれた年月日、どういうえさをやつたかということもほぼ記録ができておりますから、まずそれが一つ参考になります。

それと、これは殺処分するときに全部写真も撮っております。写真を撮り、それなりにある程度の評価ができるような形のものに残っていると聞いておりますので、それを今後、もちろん、飼養主等々の意向も聞きながら、その評価員で最終的な評価をさせていただくことになるかと思えます。

○石田(祝)委員 今、データもある、トレーサビリティで血統等もわかっている、写真も残っている、こういうことですね。ということは、一頭一頭できる、こういうお答えだろうというふうに受けとめました。

それで、質問通告にもお書きしておつたんですけども、大臣また副大臣、二十二年度から、今までのマル緊を一本にして、新マル緊、こういうことになりました。私は、これはぜひ御要望もしたいんですが、生産費と実際の販売価格、それを補うためにマル緊という仕組みをつくっているわけですが、今回殺処分された牛にも、生産費と収益の粗利益の差、これは当然そういう方々もマル緊の掛金を払っているんじゃないでしょうか。ですから、ここは、殺処分して手当金を出すからマル緊については何もいふと、これは

ちよつと不合理ではないのかという気がいたします。ですから、これはマル緊の対象にして、ぜひお金を出すべきだと私は思いますが、この点、いかがでしょうか。

○山田副大臣 マル緊の制度というのは、御承知のとおり、私もよくわかつているつもりではないんですが、今回の場合は、時価評価という形になっておりまして、いわゆる時価評価ですから、今回、五分の五の評価の中においてはそれで十分賄えている。そういう意味では、新マル緊の、今度の新しい制度の補てんの必要はないんじゃないか。

そのかわり、マル緊分については、たしか口蹄疫が発生してからは、その免除をすぐに行っているはずなんです。そう考えているところですよ。

○石田(祝)委員 山田副大臣のお答えでありますけれども、例えば、直近のデータということで、

これは牛のデータでありますけれども、二十一年十月から十二月、肉専用種、交雑種、乳用種と、この三つに分かれていただきました。ちよつと肉専用種で申し上げますと、粗収益八十六万九千四百五十三円、生産費が九十九万六千二百二十二円、差額が十二万六千五百六十九円、補てん金単価十万一千二百円、こういうデータをいただいております。ですから、これは今の副大臣の御答弁だと、時価評価だからマル緊が発動する余地のない十二分なお金が行くんだと。

そうすると、例えば、今、生産費が九十九万六千二百二十二円と申し上げました。では、これだけ平均して出るんですか。そこまで全部見てくれるんですか、生産費まで。そういうお答えのように聞こえましたけれども、これはいかがですか。

○山田副大臣 マル緊の価格は、その都度、四半期ごとに変わってきますから、そのときの、これからマル緊の四、五、六の分が出てくるかと思いますが、その価格と、では実際に時価評価との差額があるとして、素畜費とかあるいは飼料費等々

について不公平感を生じるようであれば、それを考慮して、五分の五の評価に、いわゆる不公平感のないような形で処理を考えてみたいと思います。

○石田(祝)委員 申しわけありませんけれども、もうちよつと明確にお示しをいただきたいと思えます。先ほどはそういうお答えじゃなかったように思いますが。

私が申し上げたように、それでは、これは去年の十月から十二月のデータでありますけれども、直近のデータということではいただきましたから、そのとおり申し上げますが、今までのマル緊という仕組みは、生産費と粗収益の差、そこを生産者にも一部お金を負担していただいて、一対三で国と出して、それで、その差額の八割までを補てんしまして、こういうシステムですよ。

ですから、今回、その生産費に当たるところまで評価ができて、実際出していたければ当然いわけですから、そうでないところはマル緊で補うべきではないですか。本人たちも、これはこれから払う方もいると思いますし、今回、本人負担は要らないよ、こういうことになっているわけですから、当然、国負担分があるわけですね。それは一対三で出しておりますから、その差額は当然、八割掛ける四分の三、国の負担分は少なくとも出すべきではないか。

私はこのように思いますけれども、その点はいかがですか。

○山田副大臣 今、石田委員がおっしゃっているように、できればマル緊制度の決まってくる価格と実際の市場価格との差額、販売価格との差額があるとしたら、マル緊制度であればこれだけもらえるものを、今回の時価評価であればこれだけしかもらえなかったということこれは不都合だと思ふので、ぜひ考慮させていただきたいと思ふます。

○石田(祝)委員 では、確認いたしますけれども、これは十キロ内、また、十キロ二十キロ関係なく、移動制限区域内、搬出制限区域内関係な

く、副大臣は、今までのマル緊制度の本旨にかんがみて、そういう対応ができるようにしたい、こういうことでもいいですか。ちよつと答弁してください。

○山田副大臣 そのとおり考えていただいていると思います。

○石田(祝)委員 では、わかりました。ありがとうございます。

それで、もう一点、埋却場所の確保について伺いをいたしたいと思ふます。

やはりどうしても、埋却場所の確保に現地は大変な御苦労をされております。それで、埋却の実施状況、現在のところ、何頭中何頭まで終わつたと、これは一番新しいデータで御答弁をお願いいたします。

○赤松国務大臣 きようは、先ほど現地と連絡をとっていたんですが、今、例のワクチンがあつたものですから、ちよつとそちらに集中しておられて、豚についてはワクチンは全部終わつた、あと牛が何千頭が残っているということ、それはきようじゅうにほぼ終わります。そうしますと、並行して埋却もやっていたんですが、こちらにちよつと重点を置いていたものですから四千頭ぐらいいしかきうはできなかったんですね。ですけれども、きようは、かなりこつちへシフトして、いまですと、一万頭ぐらい埋却ができそうだというふうな現地からは聞いております。

そうしますと、今まで埋却しなきゃいけないのに埋却できなかったのが約六万頭と言われておりますので、このペースでいけば、かなり速いペースで残の六万、一万やればあと五万ですけれども、それぐらいができるのではないかとこのうふうで、こちらのワクチン部隊も全部、今度は埋却の方に移しますので、そういうことでピッチを上げていきたい、このように思っています。

○山田副大臣 大臣がかわりに答弁していただきましたが、正確な数を申し上げますと、きのうまで、まだ埋却処理対象頭数が六万七千三百二十頭ございます。大臣がおっしゃいましたように、

きのうで四千頭、約三千七百七十頭埋却しております、ワクチンもほぼ終わりましたので、きようから一気に埋却の頭数はふえるものだと思います。

梅雨がこれから本格的になる前に、何とか急がなければいけない。できれば二交代でやれないか。投光器も二十四基ほど用意しておりますし、これから拍車をかけて、何とか埋却用地も県の方も出していただいたようです。急ぎたいと思つております。

○石田(祝)委員 私は、この埋却場所の確保については自前で構えられた方もいらつしやと思ふます。しかし、だんだんと頭数もふえてくるとなかなかこれは難しい、こういう現状だと思ふます。このところは御本人の責任でというのが大前提かもしれませんが、もう事ここに至つては、埋却場所の確保は国、都道府県が責任を持つてやるべきだと思ふますが、この点、いかがでしょうか。

○赤松国務大臣 二日前の時点で、県の方もやつと四力所出していただけました。農業大学校、茶業の試験場、それから家保が二つ、四力所出していただいて、そこになんか埋めることができると思ふます。

それからもう一つは、私どもの国有林も、それは掘つて砂だとか水が出るところもあるところ、ぜひそれも使つていただきたいというふうな今お願いしています。

それから、新田原の飛行場につきましては、北澤防衛大臣の積極的な御提示によりまして、ここも鳥インフルエンザのときかなりの地域で埋めました。ただ、地域の人たちが、においとかがいろいろなこと、ここならいいけれどもここじゃだめだと言われるようなところもあるものですが、そういう地域の皆さんの御同意がいただけるところを今、現地で、自衛隊、施設庁と言つた方がいいかもしれませんが、それと町長さんで個々に当たつていただいております。では、ここはどうで

すか、ここを使つてもらえませんかということでは、自衛隊の方で言つていただいているものですが、そこであとは町が御理解をいただければ、ほとんどとそういうところにも埋めていきたいというふうに思つております。

○石田(祝)委員 これも質問通告ではお話ししておりましたが、現在のところ、埋却場所の確保の実態ということで、面積的には、県、国それぞれ、何ヘクタール今まで県は構えたよ、国は構えたよ、これは数字はわかりますか。

○赤松国務大臣 今の四力所のうち、茶業試験場と農業大学校はいいんですが、僕は家保と聞いていたんですが、ちよつと私の勘違いで、畜産試験場二件だそうなんです。数は四力所ということで変わります。

○山田副大臣 確保された面積について正確な算出は困難だということなんですが、大体、埋蔵頭数、牛は一ヘクタールに約二千頭、豚ですと大体一ヘクタールに五千頭と言われているようです。それから推しますと、今確保されている面積は約二十六ヘクタールではないだろうか、そう考えています。

○石田(祝)委員 副大臣、ちよつとそれは話が逆ですよ。普通は、これだけの面積が確保されているから、これだけ埋却できますということなんですよ。

私は、今にわかに聞いたわけじゃなくて、紙で、要するに、国とか県がこれだけしつかり今面積も確保して取り組んでいますよと、それを数字で示した方がいいのではないかと、こういうことで、もう事前に、実はきのう質問する予定でしたが、延びましたから、二日前にもうお渡ししているんですよ。それを、何か今のような御答弁だと、これは全然お聞きになつていない、調べていないんじゃないかと思わざるを得ませんが、いかがでしょうか。

○山田副大臣 埋却地については、私はずっと現地、各町を回りながらやかましく言ってきたんですが、都農町では、個人の土地で確保できている

という町長さんの話でございました。西都市においても、ワクチン接種分については新たな土地が必要だけれども、今発生する分は十分確保している。

それで、各町それぞれ、私も聞いて回りました。限りにおいては、かなり、民間で確保している分、それだけで百五十八力所、県有地で今四力所、国有地も今、新田原基地等々をしております。県有地のうち、例えば農業大学校だけでも百ヘクタールはあると言われておりますから、十分な埋却地は用意できる、そう考えているところなんです。

○石田(祝)委員 私は温厚な人間なんです。しかし、副大臣、私はにわかには聞いていないんじゃないんですよ。おとこの時点でペーパーにして渡して、やはりこれはもう国とか県が前に出て確保しないといふ埋却が進まないから、どれだけやっているんですかと。県はどれだけ確保したんですか、国はどれだけの面積を確保したんですか、これをお聞きするということで、通知もつくに紙でやっているんですよ。そんな、都農町で民間地が、町長がとか、そういうことを言わないでくださいよ。県とか国が頑張っている姿を数字で示した方がいいんじゃないか、こういうことを申し上げておるのに、何ですか、今の答弁は。

だから、調べていないなら調べていないと言つてくださいよ。これは僕はおとちやんと質問通告していますよ。ちゃんと答えてください。

○山田副大臣 県立農業大学校は五・七ヘクタール、畜産試験場川南支場が四ヘクタール、それから総合農試茶業支場というんですか、茶業試験場とお聞きしておりましたが、これが〇・六ヘクタール、そういうふうな私のところには今報告が上がつておりますが、(石田(祝)委員)それは県でしよう。国はどうなんですかと呼ぶ。

○赤松国務大臣 国が、国の関係の土地と言つた方がいいかもしれませんが、所有するのは県有林と、それから自衛隊の基地のところが主なところでございます。

基地については、防衛大臣から地図をもらいまして、かつて埋めたところ、もう三年以上たつていますから、そこを掘り返すことはできません。

しかし、先ほど言つたように、住民の皆さん方のおい等に対する反対運動も非常に強いところでございますので、そういう住民の皆さんの御理解を得られるところということで、今、当該の町長さんとそれから自衛隊の方で話しております。面積はたくさんありますが、どの地点に埋めるのかというところをまだ調整中で、何ヘクタールかというところは出ていません。

おとこの時点で、僕のところ、一つまとめたのが一万坪ぐらいの土地があつて、町の方はぜひここで埋めたいということなんです。ただ、それについては、これは買い取りということになるもので、これは騒音対策ということでもともと買おうというところなんです。そういう詳細な詰めを防衛施設庁と今やつておられると聞いていますので、何坪とか何ヘクタールとかということが決まつたというふうにはまだ聞いておりません。

○石田(祝)委員 結局、今、埋却が進まない。ですから、きょうはちよつと確認しておりますけれども、先日の質問では、五月七日の疑似患者がまだ埋却できていない、こういうお話でございました。

それで、毎日、情報というんですか、きょうはこうでしたというお話を聞くんです。そうすると、一例からずつと二百例を超えていただきますけれども、埋却が終わつたら、処分が終わつたら、グレーで網かけになつていきますよ。そこがなかなか最近では出てなくて、大体白く、まだこれからだというところがあつて、結局、埋却場所がないということいろいろなことがおくられていつている。

ですから、そこを県とか国にしつかりやつていただく、そしてそれを面積で示してほしい、こういうことを申し上げたわけです。新田原の横の、基地の面積というよりは、では一体そこでどれだ

けの面積が使えるのか、そうするとここでどれだけ埋却できる、こういうことですから、副大臣のおっしゃるように一ヘクタールで二千頭だから云々という話じゃないんですよ。どれだけの面積だということをしつかり押さえていただきたいと思ひます。

これはこれ以上申し上げません。もう何回もやりとりしておりますから、もう結構です。(山田副大臣)二言と呼ぶはい、では一言。

○山田副大臣 新田原の基地については、新富町がいわゆるリングワクチンを打った牛を集めて埋めたいという話を、私と自衛隊の基地の皆さんとさせていたしております。

場所も、その面積もほぼ確定しております。こちら東京の方に投げて、今、多分もう話が決まつたかと思いますが、一たん町が土地を借り上げて、そして、一応それを、民間の土地もあるものから、基地周辺整備の土地として国が将来買い上げる形で、いわゆる豚八千頭分でしたか、牛六千頭分の埋却地をそれで確保しようとしていて、この中で、これは戻りましたら早急に詰めてみたいと思つております。

○石田(祝)委員 実は、宮崎の方から私も教えていただいたんですが、市とか町が独自で埋却場所を見つけてきたときに、例えば、そういう農用地、これは国が買い上げるといふことですね。ですから、今お金はなくても将来必ず買うよ、こういうことの費用の全額負担をしてやらないと進まないんじゃないか、こういうふうに思ひます。

今、生懸命土地をお探しになつていらっしゃるのとはよくわかってますが、地元は地元で、それだけの人間関係とかで、どうもあそこはいけそうかどうか、あそこは今だれも耕している人がいないとか、いろいろな情報を地元の人が持っていると思うんです。そこを市とか町が探してきた場合、これはどうしても最後はお金の話になりますから、それはもう国が責任を持って買うよ、当面買つておいてくれ、後でちゃんと手当てするよ、

○石田（祝）委員　　ということは、大臣、特別交付

れるようになるか。これからの新法、新しい特別措置法、私たちが今提案をして、精力的に話し合いをしておりますけれども、例えば特別交付税の分ではかの、今回の牛とか豚の直接殺処分ものものに対する時価評価とか、そういう形の、五分の一ですね、五分の五から五分の四を引いた分、これでは何らかの形でやられるかもしれませんし、その

○石田(税委員) それでは、ちよつとこれは大臣にお聞きをしたいんですけれども、今小川政務官からのお話があつたように、普通交付税が九四％、特別交付税は六％と。大体一兆円ぐらいでしょうか、これは五百数十項目の柱があつて、それぞれが特別交付税の対象になるよと。しかし、

現時点では宮崎県にこれは行きますよね。そうすると、総額がふえない中で、宮崎の方に厚く行っているねと。それは、みんなは応援してあげたいという気持ちも当然あるし、ほかの四十六都

道府県、東京は違ふかもしれませんが、では、宮崎対四十六、四十五という、我々からいって嫌な話なんですけれども、お金の世界の中で対立したいな事になってしまわないか。

これは大臣、どうですか。

○赤松国務大臣 まず、少し整理してお話ししたいと思いますが、五分の一については、きょう午前中の参議院の本会議でも、原口大臣の方から、五分の一については特別交付税で措置をします、皆さん方、そうはいったって、実際に来たら少ない場合だってあるんじゃないかみたいな御心配があるといけないので、これは十二月にきちんと、この分ですとわかる形で渡したいというお話が本会議場で答弁の中でございました。

それを踏まえた上で、今の委員の御質問でございませうけれども、特交でやるという場合は、今言われたように、決められた特別交付税分があつて、その中でそれを使つていくわけですから、当然、そこへ使えばほかに行くべきものが減つていくということ、やはり他の都道府県に理解をしてももらえるような支出の仕方、中身じゃないといけない。当然のことですが、何でもかんでもすべてそこからというわけにはいかないということ、で、今回の場合は、こうした国民的な課題ですから、御理解をいただけるというのが、私は原口総務大臣のお考えではないかというふうに思つております。

あとのものは、通常言われている私どもの準備費からの支出ということで、他の多くのものはそこから支出をしていくわけでございますので、たまたま、さつきの五分の四、五分の一のところについては、畜産共済に入っていない人もいるんだから、この人たちをどうするんだというところから実は話が出て、最終的には、その特交での処理ということが一番理屈もきちつと立つし、一番いいということ、そういう処理をさせていただいたということでございます。

○石田(祝)委員 これは、先ほど申し上げましたように、私たちも、現行の家畜伝染病予防法では

できないところがどうしてもあるので、新しい特別措置法をつくつて対応すべきだと。ですから、そのところを、総額が決まっているところに無理やり入れないで、小川政務官も前回ここで、御答弁のときに、これは激甚災害だということをおつしやつたように記憶をいたしておりますけれども、私はこれは予備費から別途明確にお出しになつた方がいいと。そこでお金の手当てをして、この部分については、まさしく緊急的な、また、政務官もおつしやつたような、私もそう思いますけれども、一種の激甚災害、激甚的な災害である、こういう位置づけで予備費からお金を出す。これはどなたも反対される方はいないと思いますよ。

そういう方がすつきりと明確になつて、予備費から今回はやつた、こういう一対一の関係にした方が、五百数十項目あるうちの項目ではつきりさせるという、原口大臣が明確にするんだ、明確にわかるようにしますとおつしやつたということ、を今大臣に御紹介いただきましたけれども、それよりは予備費で出した方がいいのではないか、こういう提案を私は持っておりますけれども、大臣、いま一度御答弁をお願いします。

○赤松国務大臣 これは多分、財政法上の支出の問題やら、いろいろなことがあると思います。私ももととつて一番肝心なのは、要は、そうした被害を受けた、今苦しんでおられる畜産農家の皆さんにとつて、ちゃんと一〇〇%、五分の五、きちつとした額が時価評価に應じて出るんだということが重要なのです。

あとは、必ずそれは出しますということを、鳩山本部長のもと、鳩山総理のもとでお約束をさせていただいて、そして、細目についてどういう処理をするかについては、これは農水省だけが勝手に決めるというわけに正直言つていきませんので、総務省、財務省と協議をして、少なくとも、畜産農家には御迷惑は絶対にかけない、全額きちつと出すということだけはこの場で約束できると思ひます。

○石田(祝)委員 これで最後の質問にしたいんですが、今各党で協議をいたしております。家畜伝染病予防法では対応できないところを新法でと思つておりますけれども、この特別措置法、新法の必要性についての大臣の認識を最後にお伺いしたい。

○赤松国務大臣 これは与野党間で協議をされていくということで、その協議の最中で、まだ結論はどうなつたかも聞いていませんので、そういう段階で、ここは必要だ、ここは必要じゃないとかいうのはいささか問題があるんじゃないかと思ひます。

しつかりと委員の皆さん方が、今の制度、法律の中ではここが足りないんだ、ここを補強しなきゃだめなんだということを議論していただくことは大変ありがたいことだと思つておりますし、その中身が合意のもとにもし出されるということであれば、それは決して否定するものでもない。むしろ、私どもがそれでよりやりやすくしなければ、歓迎すべきことだというふうに思つております。

○石田(祝)委員 もうこれで終わりますけれども、本当にこの口蹄疫の問題は、私も何度か申し上げているように、与野野党を超えて、これはしつかりと、ある意味でいえば、この農林水産委員会に所属する委員の私たちに課せられた重大な使命だ。こういう思いで取り組みをいたしたいと思ひますので、どうぞ、農林水産省、大臣、副大臣、政務官、特に財務省に負けないで頑張つていただきたい、このことを最後をお願い申し上げます。質問を終わりたいと思ひます。

○簡井委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後三時一分休憩

午後七時四十分開議
○簡井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
この際、口蹄疫対策特別措置法案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、理事会等において協議いたしました結果、お手元に配付いたしておりますとの起草案を得ました。

本起草案の趣旨及び主な内容につきまして、御説明申し上げます。

本年四月、宮崎県において口蹄疫の発生が確認されて以来、関係者の懸命の努力にもかかわらず、感染の拡大が続いております。発生農家や周辺地域の農家の経済的、精神的負担ははかり知れず、地域経済にも重大な影響が及んでおり、宮崎県のみならず我が国の畜産の崩壊にもつながりかねない事態となっております。

今回の口蹄疫は、その感染力の強さにより爆発的に感染が拡大しており、現地では、殺処分、埋却処理が追いつかない状況となっております。このため、政府は殺処分を前提としたワクチン接種という緊急措置を実施せざるを得ない状況に追い込まれております。

こうした危機的状況を踏まえ、平成二十二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に起因する事態に対処するため、口蹄疫の蔓延を防止するとともに、口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担、生産者の経営や生活の再建支援等の特別措置を講じようとするものであります。

以下、その主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、農林水産大臣が都道府県知事の申請に基づいて指定する地域内において、消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者は、その使用する車両その他の物品を消毒しなければならぬこととしております。

第二に、都道府県知事は、口蹄疫の蔓延を防止するためやむを得ない必要があるときは、農林水産大臣が都道府県知事の申請に基づいて指定する地域内において都道府県知事が指定する家畜を所有する者に、期限を定めて当該家畜を殺すべきことを勧告することができるとし、所有者が当該勧告に従わないとき等において緊急の必要があるときは、都道府県知事は、家畜防疫員に当該家

畜を殺させることができることとしております。

第三に、都道府県知事は、勧告に従つてその所有する家畜をみずから殺したため損失を受けた所有者に対し、その生産に要する費用その他の通常生ずべき損失として政令で定める損失を補てんしなければならぬこととし、国は、都道府県知事がその損失の補てんを実施するために要する費用の全部または一部を負担することとしております。

第四に、農林水産大臣が都道府県知事の申請に基づいて指定する地域内に存する死体の所有者が、当該死体を焼却または埋却することが困難なため、家畜防疫員に対し、これらの死体の焼却または埋却を求めた場合には、家畜防疫員は、当該求めのあった死体を焼却または埋却するものとするほか、国は、埋却の用に供する土地の確保、埋却のために必要な作業に従事する者の派遣その他の必要な措置を講ずることとしております。

第五に、国は、口蹄疫の蔓延により経営及び生活が不安定になつてゐる家畜の生産者、関連事業者等の経営の安定及びその生活の安定を図るため、事業再建等に必要な資金の無利子の貸し付け、施設または設備の整備等に要する費用の助成その他の必要な措置を講ずることとするともに、地域経済の再建及びその活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を積極的に実施することができるよう、基金の設置その他の必要な措置を講ずることとしております。

この法律は、公布の日から施行するものとし、平成二十四年三月三十一日までの期限立法としてゐるところであります。それまでの間に、効果的な家畜伝染病の発生予防及び蔓延の防止のあり方等について検討を行い、家畜伝染病予防法の抜本的な見直しを含め、所要の措置を講ずるものとしております。

以上が、本草案の趣旨及び内容であります。

口蹄疫対策特別措置法案

(本号末尾に掲載)

○簡井委員長 この際、本草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。農林水産大臣赤松広隆君。

○赤松國務大臣 本法案の提出に際して、議員各位の御努力と御熱意に対し、心から深く敬意を表するものでございます。

政府といたしましては、宮崎県における口蹄疫蔓延の状況にかんがみ、本法案に異存はございません。

御可決いただきました暁には、その御趣旨を踏まえて、適切な運用に努め、口蹄疫の蔓延防止と生産者等の経営及び生活の再建等になお一層の努力をしていく所存でございます。

○簡井委員長 お諮りいたします。

口蹄疫対策特別措置法案起草の件につきまして、お手元に配付いたしております起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○簡井委員長 起立総員。よつて、本案は委員会提出の法律案とするに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○簡井委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○簡井委員長 次に、内閣提出、農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案及び山本拓君外四名提出、国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する法律案の両案を議題といたします。

これより順次趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣赤松広隆君。

農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○赤松國務大臣 農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

我が国の農林漁業、農山漁村をめぐる状況を見ますと、農林水産物価格の低迷等により、農林漁業所得が大きく減少し、農山漁村の活力が低下する中で、農林漁業と、二次産業・三次産業との融合を図り、農林水産物を初め、農山漁村に豊富に存在するバイオマス、小水力等の資源を有効に活用して、新たな付加価値を生み出す農山漁村の六次産業化を強力に推進することが喫緊の課題となっております。

このため、政府において、農山漁村における六次産業化を総合的に推進するための第一歩として、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するための措置を講ずることにより、農林漁業の持続的発展と農山漁村の活性化を図ることを目的として、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化は、農林漁業者の所得の確保を通じて地域経済に活力をもたらし、同時に、エネルギー源としての利用など農林水産物等の新たな需要の開拓等により地球温暖化の防止に寄与することが期待されるものであることにかんがみ、農林漁業の六次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等及び農山漁村に存在する資源を有効に活用して主体的に行う取り組みに対して国が集中的かつ効率的に支援を行うことを旨として、その促進を図らなければならないとの基本理念を規定することとしております。

第二に、農林水産大臣は、農山漁村における六次産業化の推進に関する基本的な事項、農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向を明らかにした基本方針を定めることとしております。

第三に、農林漁業者等が、必要に応じて他産業の事業者の支援を受けつつ、農林水産物やバイオマスを利用した生産とその加工または販売に一体的に取り組む計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとしております。また、民間事業者等が地域に存在する土地、水等の資源を有効に活用した発電の事業等、農林漁業及び関連事業の総合化に資する研究開発及びその成果の利用を促進するための計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとしております。

第四に、農林水産大臣または主務大臣の認定を受けた計画に基づく取り組みを進めるため、無利子の農業改良資金の貸し付け、農地転用に関する許可、野菜の契約取引に関する交付金の交付、品種登録に係る出願料等に関する法律の特例措置を講ずることとしております。

第五に、農林漁業及び関連事業の総合化とあわせて、農山漁村に存在する資源を有効活用した新事業の創出等が、農山漁村の六次産業化を推進し、農山漁村における雇用機会の創出等の農山漁村の活性化に資する経済的、社会的効果を及ぼすことにかんがみ、国は、関係省庁相互間の連携を図りつつ、本法に基づく措置及びこれと別に講ぜられる農山漁村の活性化に資する措置を総合的に効果的に推進するよう努めることとしております。

第六に、国は、この法律に基づく認定を受けた総合化事業及び研究開発・成果利用事業の実施に必要な制度資金や予算の確保に努めることにより、農林漁業者等による農林水産物等の加工・販売、バイオマスや自然エネルギーの利活用、人材育成等の取り組みを支援することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容

容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○簡井委員長 次に、提出者山本拓君。

国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○山本拓議員 国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する法律案について、その提案の理由及び主な内容を御説明申し上げます。

今、農政に求められているものは、国産の農林水産物の消費を戦略的に大きく拡大することです。

このことは、消費者が安心して新鮮な国産の農林水産物入手する機会をふやし、豊かな食生活を実現するという消費者の利益を増進することを意味いたします。

また、これにより、農地の維持、フル活用等が図られ、農林水産業及び関連産業の市場規模が拡大し、新たな雇用が創出されるなど、農山漁村地域の活性化につながり、食料自給率の飛躍的な向上が期待されます。

さらに、農林水産物の輸送にかかる燃料の消費や二酸化炭素の排出による環境への負荷の軽減が期待されております。

このように、国産の農林水産物の消費拡大はさまざまな効果を発揮するものであり、そのための施策をWTO協定の内外無差別原則に抵触することのないものとして構築したものが、この法律案であります。

こうした中、全国各地において、直売所などを活動拠点として、地域において生産された農林水産物をその地域内において消費する地産地消の取り組みが関係者一体となって展開されており、その社会的、経済的波及効果が大きい期待をされております。

この地産地消の取り組みをさらに進め、地域における食品加工、いわば地産地消の取り組み、及び、地方の農林水産物を、国産品を求める大都市の消費者にも低コストで提供できる仕組みを自治体間の取り組みで発展させることにより、国産の農林水産物の消費を拡大することができる条件を整備することができるとあります。

自由民主党・無所属の会は、こうした考え方のもと、本法案を提出いたしましたところであります。以下、その主な内容について御説明をいたします。

第一に、本法案の目的は、地産地消等の促進に關し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地産地消等の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地産地消等の促進に関する施策を総合的に推進して国産の農林水産物の消費を拡大し、もって消費者の利益の増進、農林水産業等の振興及び地域の活性化並びに食料自給率の向上を図るとともに、環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することとあります。

第二に、地産地消等の促進は、生産者と消費者との結びつきの強化、地域の農林水産業及び関連産業の振興による地域の活性化、消費者の豊かな食生活の実現、食育との一体的な推進、都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進、食料自給率向上への寄与、環境への負荷の低減への寄与、社会的機運の醸成及び地域における主体的な取り組みの促進を旨として行われなければならないことを基本理念として定め、国及び地方公共団体は、この基本理念にのっとり、地産地消等の促進に関する施策を策定し、実施する責務を有することとしたしております。

第三に、政府は、施策の実施のために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努め、その際、生産、加工、流通及び販売の各段階における課題に的確に対応したものであるよう配慮することとしたしております。

第四に、農林水産大臣は、地産地消等の促進に

関する基本方針を定めることとし、都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、促進計画を定めるよう努めることとしたしております。

第五に、国及び地方公共団体は、地産地消等の促進に必要な基盤の整備、学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進、地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保、地産地消等の取り組みを通じた食育の推進等に必要施策を講ずるよう努めることとしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその主な内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○簡井委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

次回回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時五十八分散会

口蹄疫対策特別措置法案

口蹄疫対策特別措置法

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 口蹄疫のまん延を防止するための措置(第四条―第十七条)

第三章 口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等(第十八条―第二十一条)

第四章 生産者等の経営及び生活の再建等のための措置(第二十二条―第二十三条)

第五章 雑則(第二十四条―第二十九条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するための措置、口蹄疫に対処するために要する

費用の国による負担等、生産者等の経営及び生活の再建等のための措置等の特別の措置について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「患畜」とは、口蹄疫にかかっている家畜をいう。

2 この法律において「疑似患畜」とは、患畜である疑いがある家畜及び口蹄疫の病原体(空气中に飛散した病原体を含む。)に触れたため、又は触れた疑いがあるため、患畜となるおそれがある家畜をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、口蹄疫の発生が確認された場合又はその疑いがあると認められた場合には、速やかに、口蹄疫のまん延を防止する等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

第二章 口蹄疫のまん延を防止するための措置

(車両等の消毒の義務)

第四条 農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止するために車両等の消毒の義務を課す必要がある地域として指定する地域内において、都道府県知事が農林水産省令で定める消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者は、農林水産省令で定める基準に基づいて、当該設備を利用して、当該者の使用する車両その他の農林水産省令で定める物品を消毒しなければならない。

2 都道府県知事は、口蹄疫のまん延を防止するため特に必要があるときは、前項に規定する設備を設置している場所を通行しようとする者の使用する同項に規定する物品について、当該者による消毒に代えて、当該都道府県の職員にこれを消毒させることができる。

3 第一項の地域内において、都道府県知事が農林水産省令で定める消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者は、農林水産省令で定める基準に基づいて、当該設備を利用

して、自らその身体を消毒しなければならぬ。

4 都道府県知事は、第一項又は前項に規定する設備を設置している場所ごとに、公衆の見やすい場所に、農林水産省令で定める表示をしなければならない。

5 第一項の指定は、都道府県知事の申請に基づき、行うものとする。

6 農林水産大臣は、前項の規定にかかわらず、口蹄疫のまん延が二以上の都道府県の区域にわたる場合その他必要があると認める場合には、関係都道府県知事の意見を聴いて、第一項の指定を行うことができる。

7 農林水産大臣は、第一項の指定をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

8 前項の規定は、第一項の指定の解除をしたときに準用する。

第五條 農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止するために患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋却の支援を行う必要がある地域として指定する地域内に存する患畜又は疑似患畜の死体の所有者は、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号。以下「法」という。）第二十一条第一項の規定にかかわらず、当該死体を焼却し、又は埋却することが困難な場合には、家畜防疫員に対し、これらの死体の焼却又は埋却を求めることができる。

2 家畜防疫員は、前項の規定による求めがあつたときは、当該求めのあつた死体を焼却し、又は埋却するものとする。

3 国は、前項又は法第二十一条第四項の規定により家畜防疫員が行う患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋却の円滑な実施に資するため、埋却の用に供する土地の確保、埋却のために必要な作業に従事する者の派遣その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 第一項の指定に係る地域をその区域に含む地

方公共団体は、第二項又は法第二十一条第四項の規定により家畜防疫員が行う患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋却の円滑な実施に資するため、埋却の用に供する土地の確保、埋却のために必要な作業に従事する者の確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 第一項の指定については、前条第五項から第八項までの規定を準用する。

（患畜等以外の家畜の殺処分等）

第六條 都道府県知事は、法第三章に規定する措置だけでは口蹄疫のまん延の防止が困難であり、かつ、急速かつ広範囲にわたる口蹄疫のまん延を防止するためやむを得ない必要があるときは、農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止するために患畜等以外の家畜の殺処分を行う必要がある地域として指定する地域内において都道府県知事が指定する家畜（患畜及び疑似患畜を除く。）を所有する者に、期限を定めて当該家畜を殺すべきことを勧告することができる。

2 前項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは又は家畜の所有者若しくはその所在が知れないため同項の勧告をすることができない場合において緊急の必要があるときは、都道府県知事は、家畜防疫員に当該家畜を殺させることができる。

3 都道府県知事は、第一項の勧告をし、又は前項に規定する措置を実施する場合には、同時に、農林水産省令で定めるところにより、当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の農林水産省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで当該勧告をし、又は当該措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

4 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該勧告又は措置の後相当の期間内に、農林水産省令で定めるところにより、同項の理由その他の農林水産省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

5 家畜防疫員は、口蹄疫のまん延を防止するため必要があるときは、第一項の規定による勧告に係る家畜につき、殺す場所又は殺す方法を指示することができる。

6 第一項の勧告に従つてその所有する家畜を自ら殺した者又は第二項の規定により殺された家畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。

7 家畜防疫員は、口蹄疫のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、前項の規定による指示に代えて、自らこれを焼却し、又は埋却することができる。

8 第六項に規定する焼却又は埋却については前条第一項から第四項までの規定を、前項に規定する焼却又は埋却については同条第三項及び第四項の規定を準用する。

9 都道府県知事は、第一項の勧告に従つてその所有する家畜を自ら殺したため損失を受けた当該家畜の所有者に対し、その生産に要する費用その他の通常生ずべき損失として政令で定める損失を補てんしなければならない。

10 都道府県知事は、第二項の規定によりその所有する家畜を殺されたため損失を受けた当該家畜の所有者に対し、その生産に要する費用その他の通常生ずべき損失として政令で定める損失を補償しなければならない。

11 国は、前二項の規定による補てん金又は補償金については、家畜の所有者が迅速にその交付を受けることができるよう、家畜の所有者からの請求を待たずに仮払をする方法その他の政令で定める方法により交付するものとする。

12 都道府県知事は、第六項の規定により家畜の死体を焼却し、又は埋却した者に対し、焼却又は埋却に要した費用を交付する。

13 第九項から前項までに定めるもののほか、第九項、第十項又は前項に定める措置に関し必要な事項は、政令で定める。

14 第一項の指定については、第四条第五項から第八項までの規定を準用する。

（化製場等に関する法律の特例）

第七條 第五条第二項（前条第八項において準用する場合を含む。）又は前条第六項若しくは第七項の規定により家畜の死体を焼却し、又は埋却する場合には、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第二条第二項の規定は、適用しない。

（農林水産大臣の都道府県知事に対する指示等）

第八條 農林水産大臣は、法第四十七条に定めるもののほか、口蹄疫のまん延により畜産に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、都道府県知事に第四条第二項若しくは第四項の規定による消毒に係る措置、当該措置に係る地域の指定が同条第六項の規定により行われた場合に限る。次項において同じ。）、第五条第二項（第六条第八項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）、の規定による焼却若しくは埋却に係る措置（当該措置に係る地域の指定が第五条第五項において準用される第四条第六項の規定により行われた場合に限る。次項において同じ。）又は第六条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定による措置（当該勧告又は措置に係る地域の指定が同条第十四項において準用される第四条第六項の規定により行われた場合に限る。次項において同じ。）を実施すべき旨を指示することができる。

2 農林水産大臣は、都道府県知事が前項の指示に従わないときその他特に必要があると認めるときは、第四条第二項若しくは第四項の規定による消毒に係る措置、第五条第二項の規定による焼却若しくは埋却に係る措置又は第六条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定による措置を自ら実施することができる。

3 農林水産大臣は、法第三十一条の規定による動物用生物学的製剤等の注射について法第四十七条の規定による指示をした場合において都道府県知事が当該指示に従わないときであつて、

動物用生物学的製剤等の注射を用いない措置では口蹄疫のまん延を防止することができないと認めるときは、家畜防疫官に当該注射を行わせることができる。

4 法第四十八条の規定は、第一項の指示をした場合に準用する。この場合において、「第二章又は第三章」とあるのは、「口蹄疫対策特別措置法第五条又は第六条」と読み替えるものとする。

(焼却又は埋却に関する留意事項)

第九条 法第二十一条第一項の規定による患者又は疑似患者の焼却又は埋却については、できる限り当該患者又は疑似患者が殺された場所に近い場所で行われなければならない。

(家畜防疫員の確保)

第十条 都道府県知事は、当該地域内における家畜伝染病に関する知識経験を有する人材の活用を図ることにより、口蹄疫のまん延を防止するための施策を実施するために必要な家畜防疫員を確保するよう努めるものとする。

(簡易畜舎の建設等を促進するための農地法に係る措置)

第十一条 国は、口蹄疫のまん延を防止するための法第三十二条の規定による禁止又は制限に係る区域内に畜舎を有する者が、当該畜舎に隣接する農地を当該禁止又は制限に起因して建設することが必要となる一時的に使用する畜舎の敷地の用等に供することが可能となるよう、農地に関する制度等について、必要な措置を講ずるものとする。

(催物の開催の停止の要請等)

第十二条 都道府県知事は、口蹄疫のまん延を防止するため必要があるときは、法第三十三条に定めるもののほか、催物の開催者に対して、当該催物の開催の停止又は制限を要請することができる。

(患者の判定の迅速化のための措置)

第十三条 国は、患者の判定の迅速化に資するよう、家畜が所在する地域における専門家による

患者の判定の迅速な実施、口蹄疫の病原体の有無に係る検査の円滑かつ迅速な実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(口蹄疫のまん延を防止するための措置についての適切な配慮)

第十四条 国及び地方公共団体は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延を防止するための措置を講ずるに当たっては、できる限り関係者の意向を十分尊重するなど、当該措置が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

(口蹄疫のまん延の防止に関する調査研究等)

第十五条 国及び都道府県は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫の感染経路及びそのまん延の原因の究明、口蹄疫の予防及びまん延の防止のための研究開発の推進及びその成果の普及並びに調査研究の体制の整備、口蹄疫に係る検査体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(偶蹄類に属する野生動物の監視等)

第十六条 都道府県知事は、偶蹄類に属する野生動物に係る口蹄疫の発生の状況の監視その他の当該野生動物に係る口蹄疫の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(ねずみ等の駆除等の実施)

第十七条 家畜の所有者は、口蹄疫のまん延を防止するために、農林水産省令で定めるところにより、畜舎及びその周辺において、適切な消毒を実施するほか、その病原体を媒介するおそれがあるねずみ、昆虫等の駆除を実施するよう努めるものとする。

第三章 口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等

(法に基づく口蹄疫に対処するための費用の国による負担)

第十八条 国は、法第十六条の規定による患者又は疑似患者であつて平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に係るものと殺

の適切かつ確実な実施に資するとともに、当該患者又は疑似患者の所有者の経済的な支援に資するため、法第五十八条の規定による手当金の交付のほか、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 前項の手当金の交付については、家畜共済の共済金の交付との整合性が図られるよう、必要な措置が講ぜられるものとする。

3 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に関し、法第二十一条第一項又は第二十三条第一項の規定により焼却し、又は埋却した家畜の死体又は物品の所有者が当該焼却又は埋却に要する費用について、当該所有者が実質的に負担する部分を生じさせることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に関し、都道府県が支弁する法第六十条第一項の費用について、当該都道府県が実質的に負担する部分を生じさせることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に関し、法第二十三条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条、第二十八条又は第三十条の規定に基づき消毒を行った者が当該消毒に要する費用について、当該者が実質的に負担する部分を生じさせることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等)

第十九条 国は、都道府県知事又は家畜防疫員が第四条第一項から第三項までの規定による消毒を実施するために要する費用、第五条第二項(第六条第八項において準用する場合を含む。)又は第六条第七項の規定による焼却又は埋却を実施するために要する費用並びに同条第九項の規定による損失の補てん及び同条第十項の規定による損失の補償を実施するために要する費用並びに同条第十二項の規定による焼却又は埋却

を行った者に交付する費用の全部又は一部を負担する。

(家畜等の移動等の禁止等により生じた損失の補てん)

第二十條 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延を防止するために行われた法第三十二条から第三十四条までの規定による家畜等の移動等の禁止、停止若しくは制限又は家畜市場の自主的な開催の停止等であつて農林水産省令で定める基準を満たすものにより、家畜の所有者に、家畜に係る売上げの減少、飼料費その他の保管、輸送又は処分に関する費用の増加等が生じたときは、当該家畜の所有者の当該損失を補てんすることができるよう、法第六十条第二項の規定による措置の拡充その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農業者年金の保険料の免除等の特例)

第二十一条 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延により重大な被害を受けた農業者年金の被保険者等については、農業者年金に係る保険料の免除、当該免除を受けた保険料の追納等に関し、政令で定めるところにより、独立行政法人農業者年金基金法平成十四年法律第二百七号の特例を設けることができる。

第四章 生産者等の経営及び生活の再建等のための措置

(牛、豚等の家畜の生産者等の経営の再建等のための措置)

第二十二条 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延により経営及び生活が不安定になっている牛、豚等の家畜の生産者、食肉、牛乳又は乳製品、畜産用資材等に係る製造、加工、流通、販売、運送等の事業を行う者等の事業の再建その他の経営の安定及びその生活の安定を図るため、当該者に対し事業の再建等に必要資金の無利子の貸付け、当該事業に係る施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他の必要な措置を講ずるものと

する。

(地域再生のための支援)

第二十三条 国及び地方公共団体は、前条に定める措置のほか、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延が地域経済に重大な影響を及ぼしている状況にかんがみ、地域経済の再建及びその活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を積極的に実施することができるよう、これらの措置に必要な費用に充てるための基金の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第五章 雑則

(証券の携帯等)

第二十四条 家畜防疫官又は家畜防疫員は、この法律により職務を執行するときは、農林水産省令の定めるところにより、その身分を示す証券を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(管理者に対する適用)

第二十五条 この法律中家畜又は物品の所有者に関する規定は、当該家畜又は物品を管理する所有者以外の者(鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該家畜又は物品の運送の委託を受けた者を除く。)があるときは、その者に対して適用する。

(処分の承継人に対する効力)

第二十六条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による指示その他の処分は、当該処分目的である家畜その他の物の所有者又は管理者から権利を承継した者又は権利の設定を受けた者、新たに当該家畜その他の物の管理者となつた者に対しても、またその効力を有する。

2 前項の家畜その他の物の所有者又は管理者は、当該家畜その他の物を他人に譲渡し、又は管理させる場合には、その処分のあつたこと及びその処分の内容をその者に知らせなければならない。

(税制上の措置)

第二十七条 国及び地方公共団体は、平成二十二

年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延が牛、豚等の家畜の所有者に与える影響に配慮し、必要な税制上の措置を講ずるものとする。

(事務の区分)

第二十八条 第四条から第六条までの規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十九条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(経過措置)

第二十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

(経過措置)

第三条 この法律の失効前にされた第六条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による措置については、同条、第八条第一項、第二項及び第四項並びに第十九条の規定は、前条の規定にかかわらず、同条に規定する日後も、なおその効力を有する。

第四条 この法律の施行前に、国又は都道府県の要請に従い、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延を防止するため

にその所有する家畜患者及び疑似患者を除く。を自ら殺した者に対しては、都道府県知事は、これにより通常生ずべき損失として政令で定める損失を補てんするものとする。

2 第十九条の規定は前項の規定により支払われる費用について準用する。

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の

施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、最近における畜産及び酪農の経営の実態、この法律及び法の施行の状況等を踏まえ、平成二十四年三月三十一日までの間に、効果的な家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止の在り方、家畜伝染病にかかつている家畜

別表第一に次のように加える。

口蹄疫対策特別措置法(平成二十二年法律第六十七号)

第四条から第六条までの規定により都道府県が処理することとされている事務

理由

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するための措置、口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等、生産者等の経営及び生活の再建等のための措置等の特別の措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約一千億円の見込みである。

農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案

農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、農山漁村における六次産業化の推進の重要性にかんがみ、農山漁村の重要な産業である農林漁業の六次産業化を促進するため、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を支援するための措置を講ずることにより、農林漁業経営の改善を図り、もって農林漁業の持続的かつ健全な発展及び農山漁村の

等が大量に発生した場合における適切な埋却場所の確保に必要な法制度の整備等について検討を行い、その結果に基づき、法の抜本的な見直しを含め、所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第七條 地方自治法の一部を次のように改正する。

活性化に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第一条 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化は、それが農業者、林業者及び漁業者の所得の確保を通じて持続的な農林漁業の生産活動を可能とし、地域経済に活力をもたらすとともに、エネルギー源としての利用その他の農林水産物等の新たな需要の開拓等により地球温暖化の防止に寄与することが期待されるものであることにかんがみ、農山漁村の重要な産業である農林漁業の六次産業化を促進するため、地域の自然的経済的社会的条件に応じ、地域における創意工夫を生かしつつ、農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用して主体的に行う取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その促進を図らなければならない。

2 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に当たっては、農林水産物等又はこれを原材料とする新商品の生産又は販売に関する新技術の導入が重要であることにかんがみ、多様な主体による当該新技術の研究開発及びその成果の利用が推進されなければならない

い。

(定義)

第三条 この法律において「農林漁業者等」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者以下「構成員等」という。）となつてい

る法人を含む。）をいう。

2 この法律において「農林水産物等」とは、農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものをいう。

3 この法律において「六次産業化」とは、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用して、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との融合を図る取組であつて、農山漁村の活性化に寄与するものをいう。

4 この法律において「農林漁業及び関連事業の総合化」とは、農林漁業の六次産業化を図るため、単独又は共同の事業として農林水産物等の生産（農林水産物等を新商品の原材料として利用するために必要な収集その他の農林水産省令で定める行為を含む。次項及び第六項第一号において同じ。）及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であつて、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことを目指したものをいう。

5 この法律において「総合化事業」とは、農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者等が農林漁業及び関連事業の総合化を行う事業であつて、次に掲げる措置を行うものをいう。

一 自らの生産に係る農林水産物等（当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等の生産に係る農林水産物等を含む。次号において同じ。）をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓

二 自らの生産に係る農林水産物等について行

う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善

三 前二号に掲げる措置を行うために必要な農業施設、林業施設又は漁業施設の改良又は取得、新規の作物又は家畜の導入、地域に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した生産の方式の導入その他の生産の方式の改善

6 この法律において「研究開発・成果利用事業」とは、次に掲げる研究開発及びその成果の利用を行う事業であつて、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に特に資するものをいう。

一 新商品の原材料に適する新品種の育成、土地、水その他の資源を有効に活用した生産の方式又は農林水産物等の生産に要する費用の低減に資する生産の方式の開発、品質管理の方法の開発その他の農林水産物等の生産又は販売の高度化に資する研究開発

二 新商品の生産に要する費用の低減に資する生産の方式又は機械の開発、品質管理の方法の開発その他の新商品の生産又は販売の高度化に資する研究開発

7 この法律において「産地連携野菜供給契約」とは、農業者又は農業者の組織する団体（これらの者が主たる構成員等となつてい法人を含む。以下この項において同じ。）が指定野菜（野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三三）第二条に規定する指定野菜をいう。以下同じ。）を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者ととの間において農林水産省令で定めるところにより締結する指定野菜の供給に係る契約（複数の産地の農業者又は農業者の組織する団体が連携して行う指定野菜の供給に係るものであつて、天候その他やむを得ない事由により供給すべき指定野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。）をいう。

(基本方針)

第四条 農林水産大臣は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農山漁村における六次産業化の推進に関する基本的な事項

二 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向

三 総合化事業及び研究開発・成果利用事業の実施に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(総合化事業計画の認定)

第五条 農林漁業者等は、単独で又は共同して、総合化事業に関する計画（当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等の行う総合化事業に関するものを含む。以下「総合化事業計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その総合化事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 総合化事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 認定を受けようとする農林漁業者等（当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等を含む。第四項及び第五項第二

号において同じ。）の農林漁業経営の現状

二 総合化事業の目標

三 総合化事業の内容及び実施期間

四 総合化事業の実施体制

五 総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

六 その他農林水産省令で定める事項

3 総合化事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、総合化事業の用に供する施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができ

る。

一 当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容

二 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

三 その他農林水産省令で定める事項

4 総合化事業計画には、認定を受けようとする農林漁業者等以外の者の行う次に掲げる措置（第一号から第三号までに掲げる措置にあっては、農林漁業者等以外の者が行うものに限る。）に関する計画を含めることができる。

一 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する農業改良資金通法（昭和三十一年法律第百二二）第二条の農業改良措置（第九条第一項において「農業改良措置」という。）を支援するための措置（農業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。）

二 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二）第二条第一項の林業・木材産業改善措置（林業経営の改善を目的として新たな林業部門の経営を開始し、又は林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入することに限る。第十條第一項において「林業・木材産業改善措置」という。）を支援するための措置（林業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。）

三 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年

法律第二十五号)第二条第二項の沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含むを支援するための措置(沿岸漁業経営に必要な機器の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。)

四 その他当該総合化事業を促進するための措置

5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その総合化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一 基本方針に照らし適切なものであり、かつ、当該総合化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

二 当該総合化事業の実施により認定を受けようとする農林漁業者等の農林漁業経営の改善が行われるものであること。

6 農林水産大臣は、総合化事業計画にその所管する事業以外の事業の実施に関する事項が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該事業を所管する大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

7 農林水産大臣は、第三項各号に掲げる事項(同項第二号の土地が農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。))又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。))であり、同項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法

(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の都道府県知事の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)が記載されている総合化事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、当該都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、政令で定めるところにより、同意をするものとする。
一 農地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四條第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、農地法第五條第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

8 農林水産大臣は、第三項各号に掲げる事項(同項の施設の整備として市街化調整区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項の規定による市街化調整区域をいう。第十四条において同じ。))内において、第三項の施設農林水産物等の販売施設であつて政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))の建築(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第二條第十三号に規定する建築をいう。))の用に供する目的で行う都市計画法第四條第十二項に規定する開発行為(以下この項及び第十四條第一項において「開発行為」という。))又は第三項の施設を新築し、若しくは建築物(建築基準法第二條第一号に規定する建築物をいう。))を改築し、若しくはその用途を変更して同項の施設とする行為(以下この項及び第十四條第二項において「建築行為等」という。))を行うものであり、当該開発行為又は建築行為等を行うに当たり、都市計画法第二十九條第一項又は第四十三條第一項

の都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二條の二十六の三第一項の特例市の長を含む。以下この項及び第十四條第二項において同じ。))の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)が記載されている総合化事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、当該都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該開発行為又は建築行為等が当該開発行為をする土地又は当該建築行為等に係る第三項の施設の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域(都市計画法第七條第一項の規定による市街化区域をいう。))内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるときは、同意をするものとする。

9 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

10 農林水産大臣は、第二項第三号に掲げる事項として産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業当該産地連携野菜供給契約に係る指定野菜を生産する農業者の作付面積の合計が農林水産省令で定める面積に達しているものに限る。)が記載された総合化事業計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を独立行政法人農畜産業振興機構に通知するものとする。

(総合化事業計画の変更等)

第六條 前條第一項の認定を受けた農林漁業者等は、当該認定に係る総合化事業計画を変更し、若しくは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前條第一項の認定を受けた農林漁業者等は、

前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、前條第一項の認定を受けた農林漁業者等(当該農林漁業者等が団体である場合におけるその構成員等及び当該農林漁業者等に係る同條第四項各号に掲げる措置を行う同項に規定する者(以下「促進事業者」という。))を含む。以下「認定農林漁業者等」という。が当該認定に係る総合化事業計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定総合化事業計画」という。))に従つて総合化事業(同條第四項各号に掲げる措置を含む。第九條第一項において同じ。))を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前條第五項から第十項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(研究開発・成果利用事業計画の認定)

第七條 研究開発・成果利用事業を行おうとする者は、単独又は共同して、研究開発・成果利用事業に関する計画(以下「研究開発・成果利用事業計画」という。))を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その研究開発・成果利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 研究開発・成果利用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 研究開発・成果利用事業の目標
二 研究開発・成果利用事業の内容及び実施期間
三 研究開発・成果利用事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 研究開発・成果利用事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、研究開発・成果利用事業の用に供する施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容

認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が認定総合化事業計画又は認定研究開発・成果利用事業計画に従つて第五条第三項の施設又は第七条第三項の施設の用に供すること
を目的として農地又は採草放牧地を農地又は採

2 都道府県知事は、市街化調整区域のうち都市

二 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業について、その実

前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十三条第一号	第十八条第一項	化の促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十三条第二号	同項	第十八条第一項（農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）
第十九条	第十八条第一項	第十九条（農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

（野菜生産出荷安定法の特例）

第十六条 第五条第十項の規定による通知に係る認定総合化事業計画に従つて産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う認定農林漁業者等については、当該認定農林漁業者等を野菜生産出荷安定法第十条第一項に規定する登録生産者とみなして、同法第十二条の規定を適用する。この場合において、同条中「指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところによりあらかじめ締結した契約（対象野菜の供給に係るものであつて、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。）」とあるのは、「農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律第三条第七項に規定する産地連携野菜供給契約」とする。

（種苗法の特例）

第十七条 農林水産大臣は、認定研究開発・成果利用事業の成果に係る出願品種（種苗法平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発・成果利用事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、

その出願者が次に掲げる者であつて当該認定研究開発・成果利用事業を行う認定研究開発・成果利用事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

一 その出願品種の育成（種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。）をした者

二 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次項第二号において「従業者等」という。）が育成した同条第一項に規定する職務育成品種（同号において「職務育成品種」という。）であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下この条において「使用者等」という。）が品種登録出願することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等

2 農林水産大臣は、認定研究開発・成果利用事業の成果に係る登録品種（種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定研究開発・成果利用事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に

掲げる者であつて当該認定研究開発・成果利用事業を行う認定研究開発・成果利用事業者であるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し、又は免除することができる。

一 その登録品種の育成をした者

二 その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

（国等の施策）

第十八条 国及び地方公共団体は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するため、情報の提供、人材の育成、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 国は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化と併せて、農林漁業者等以外の者による農林漁業及び関連事業の総合化及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した新たな事業の創出を促進することが、農山漁村における六次産業化を推進し、農山漁村における雇用機会の創出その他農山漁村の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼすことにかんがみ、関係省庁相互間の連携を図りつつ、この法律に基づく措置及びこれと別に講ぜられる農山漁村の活性化に資する措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

（資金の確保）

第十九条 国は、認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

（指導及び助言）

第二十条 国は、認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業の適確な実施に必要な指導及び

び助言を行うものとする。

（報告の徴収）

第二十一条 農林水産大臣は、認定農林漁業者等に対し、認定総合化事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、認定研究開発・成果利用事業者に対し、認定研究開発・成果利用事業計画の実施状況について報告を求めることができる。（主務大臣等）

第二十二条 第七条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を第八条第四項において準用する場合を含む。）、第八条第一項から第三項まで、前条第二項並びに次条における主務大臣は、農林水産大臣及び認定研究開発・成果利用事業に係る事業を所管する大臣とする。

2 第七条第一項及び第八条第一項における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、次条における主務省令は、同項に規定する主務大臣の発する命令とする。（権限の委任）

第二十三条 この法律に規定する農林水産大臣及び主務大臣の権限は、農林水産大臣の権限にあつては農林水産省令で定めるところにより地方農政局長又は北海道農政事務所に、主務大臣の権限にあつては主務省令で定めるところにより地方支分部局の長に、それぞれその一部を委任することができる。

（罰則）

第二十四条 第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用が

ある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進による農林漁業の持続的かつ健全な発展及び農山漁村の活性化を図るため、基本方針の策定並びに総合化事業計画及び研究開発・成果利用事業計画の認定について定め、これらの計画に基づく事業の実施について、農業改良資金の貸付け、農地の転用に関する許可、品種登録に係る出願料等に関する特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する法律案

国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第十六条)
- 第二章 基本方針等(第十七条・第十八条)
- 第三章 地産地消等の促進に関する施策(第十九条―第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地産地消等の促進に関し、

第一類第八号 農林水産委員会議録第十四号

平成二十二年五月二十六日

基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地産地消等の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地産地消等の促進に関する施策を総合的に推進して国産の農林水産物の消費を拡大し、もって消費者の利益の増進、農林水産業等の振興及び地域の活性化並びに食料自給率の向上を図るとともに、環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「地産地消等」とは、国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。以下同じ。)をその生産された地域内において消費すること(消費者に販売すること及び食品として加工することを含む。以下この条において同じ。)及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することとをいう。

(生産者と消費者との結びつきの強化)

第三条 地産地消等の促進は、生産者と消費者との関係が希薄になる中で、消費者が自ら消費する農林水産物の生産者との交流やその農林水産物についての情報を求めている一方で、生産者が消費者の需要についての情報及び自ら生産した農林水産物についての消費者の評価や理解を求めていることを踏まえ、生産者と消費者との結びつきを強めることを旨として行われなければならない。

(地域の農林水産業及び関連産業の振興による地域の活性化)

第四条 地産地消等の促進は、生産者と消費者との結びつきの下に消費及び販売が行われることにより消費者の需要に対応した農林水産物の生産を促進するとともに、関連産業の事業者が地域の生産者と連携して地域の農林水産物を利用すること等により地域の農林水産物の消費を拡大し、併せて小規模な生産者にも収入を得る機会を提供することによりこのような生産者が意

欲と誇りを持つて農林水産業を営むことができるようにすることによって、地域の農林水産業及び関連産業の振興を図り、もって地域の活性化に資することを旨として行われなければならない。

(消費者の豊かな食生活の実現)

第五条 地産地消等の促進は、生産者と消費者との結びつきを通じて構築された生産者と消費者との信頼関係の下に消費者が安心して地域の農林水産物を消費することができるようになると、生産者から消費者への直接の販売により消費者が新鮮な農林水産物を入手することができるようになること、地域の農林水産物を利用することにより食生活に地域の特色ある食文化を取り入れることができるようにすること等により、消費者の豊かな食生活の実現に資することを旨として行われなければならない。

(食育との一体的な推進)

第六条 地産地消等の促進は、地域の農林水産物の利用、地域の生産者と消費者との交流等を通じて、食生活がその生産等にかかわる人々の活動に支えられていることについての感謝の念が醸成され、地域の農林水産物を用いた地域の特色ある食文化や伝統的な食文化についての理解が増進されるなど、食育の推進が図られるものであることにかんがみ、食育と一体的に推進することを旨として行われなければならない。

第七条 地産地消等の促進は、農山漁村の生産者と都市の消費者との結びつきの強化にも資する取組である地産地消等を、都市と農山漁村に生活する人々が相互にそれぞれの地域の魅力を尊重し活発な人と物と情報の往来が行われるようとする取組である都市と農山漁村の共生・対流と一体的に推進することにより、心豊かな国民生活の実現と地域の活性化に資するよう行われなければならない。

(食料自給率の向上への寄与)

第八条 地産地消等の促進は、地域の農林水産物の消費を拡大し、その需要に即した農業生産を農地の最大限の活用を通じて行うこと等により農林水産業を振興し、食料の安定的な供給の確保に資すること等を通じて、我が国の食料自給率の向上に寄与することを旨として行われなければならない。

(環境への負荷の低減への寄与)

第九条 地産地消等の促進は、農林水産物の生産地と消費地との距離が縮減されることによりその輸送距離が短くなり、その輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制されること等により、地域における食品循環資源の再生利用等の取組と相まって、環境への負荷の低減に寄与することを旨として行われなければならない。

(社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進)

第十条 地産地消等の促進は、地域において地産地消等に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう行われなければならないものとし、地域における多様な主体による創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、それらの多様な主体の連携の強化等により、その一層の促進を図ることを旨として行われなければならない。

(国の責務)

第十一条 国は、第三条から前条までに定める地産地消等の促進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、地産地消等の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十二条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地産地消等の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(生産者等の努力)

第十三条 農林水産物の生産者及びその組織する

団体(以下「生産者等」という。)は、基本理念にのっとり、地域の消費者との積極的な交流等を通じてその需要に対応した農林水産物を生産する等、地域の生産や消費の実態に応じて地産地消等に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第十四条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において地域の農林水産物を利用する等、地産地消等に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(消費者の努力)

第十五条 消費者は、基本理念にのっとり、地産地消等に関する理解を深め、地域の農林水産物を消費する等、地産地消等に自主的に取り組むよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十六条 政府は、地産地消等の促進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、当該措置が農林水産物の生産、加工、流通及び販売の各段階における地産地消等の促進を図る上での課題に的確に対応したものとなるよう配慮するものとする。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第十七条 農林水産大臣は、地産地消等の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次の事項を定めるものとする。

- 一 地産地消等の促進に関する基本的な事項
- 二 地産地消等の促進の目標に関する事項
- 三 地産地消等の促進に関する施策に関する事項

四

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県及び市町村の促進計画)

第十八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地産地消等の促進についての計画(次項において「促進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第三章 地産地消等の促進に関する施策

(地産地消等の促進に必要な基盤の整備)

第十九条 国及び地方公共団体は、地産地消等の取組を効率的かつ効果的に促進するため、直売所(農林水産物及びその加工品以下「農林水産物等」という。)をその生産者等が消費者に販売するため、生産者等その他の多様な主体によって開設された施設をいう。以下同じ。)その他の地産地消等の促進に寄与する農林水産物の生産、加工、流通、販売等のための施設等の基盤の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(直売所等を利用した地産地消等の促進)

第二十条 国及び地方公共団体は、直売所等を利用した地産地消等を促進するため、情報通信技術を利用した農林水産物等の販売状況を管理するシステムの導入等による直売所の運営及び機能の高度化、直売所間の連携の確保及び強化、販売する地域の特性等に応じた多様な場所や形態で行う販売の方式の支援、生産者等による農林水産物の加工品の開発の促進、直売所等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、農林水産物の生産された地域内の学校給食その他の給食、食関連事業(食品の製造若しくは加工又は食

事の提供を行う事業をいう。以下同じ。)等における地域の農林水産物の利用の促進に関する活動を促進するため、農林水産物の生産者と栄養教諭その他の教育関係者や食関連事業を行う者(以下「食関連事業者」という。)その他の農林水産物を利用する事業者との連携の強化、地域の農林水産物及びこれを利用しての事業者等に係る情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保)

第二十二条 国及び地方公共団体は、地産地消等を促進するに当たっては、地域の消費者及び食関連事業者等の多様な需要並びに地域の農林水産物の生産量の変動、流通に係る経費等の課題に対応した農林水産物の安定的な供給を確保するため、農山漁村及び都市のそれぞれの地域において、その特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制を整備するとともに、地域における流通に係る事業者との連携等により適切かつ効率的な地域の農林水産物に係る流通を確保するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地産地消等の取組を通じた食育の推進等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、地産地消等の取組を通じて、食育の推進及び生産者と消費者との交流が図られるよう、地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動(学校等において行われる実習を含む。)の促進、学校給食等における児童及び生徒と農林水産物の生産者との交流の機会の提供、地域における伝統的な食文化を伝承する活動等に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、地域の特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制の整備に資する技術を有する生産者、直売所等における販売及び運営並びに地域の農林水産物を利用した加工食品の開発等についての知識

経験を有する者、地産地消等に取り組む者相互の連携強化を図る活動を行う者等の地産地消等の推進に寄与する人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施、技術の普及指導、地産地消等に取り組む者の交流その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、地産地消等の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、地産地消等に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究の実施等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、地産地消等を促進するための施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、地産地消等の取組に関連する環境への負荷の低減の度合いを適切に評価するための手法の導入等に関する調査研究、各地域における地産地消等の取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(多様な主体の連携等)

第二十七条 国は、地産地消等の取組を効率的かつ効果的に促進するため、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携して地産地消等に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その地域において、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携を図ることにより地産地消等の取組を効率的かつ効果的に促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

消費者の利益の増進、農林水産業等の振興及び地域の活性化並びに食料自給率の向上を図ることに、環境への負荷の少ない社会の構築に寄与す

るため、地産地消等の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地産地消等の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地産地消等の促進に関する施策を総合的に推進して国産の農林水産物の消費を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十二年六月八日印刷

平成二十二年六月九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A